

# 第六期秩父市障がい者福祉計画

秩父市障がい福祉計画  
秩父市障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

～ いつまでも住み続けたい  
日本一しあわせなまち ちちぶ ～



令和3年3月

秩父市







## はじめに

障がいのある方を取り巻く社会情勢については、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、また12月には、国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准が国会で承認されています。さらに、平成30年4月には、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正法が施行されました。



本市でも、「第五期秩父市障がい者福祉計画」（平成30年3月策定）等に基づいて、障がいのある方を支援する様々な取り組みを、市民の皆様のご理解とご協力により積極的に進め、障がいの有無にかかわらず「いつまでも安心して住み続けられる」助けあい温もりのまちの実現に努めてきたところです。

一方、令和2年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境の大きな変更を強いられました。このような非常時において、地域で生活する障がい者を支える相談・支援の重要性がさらに高まっています。

こうした動向も視野に入れて、この度、従来の計画を見直して「いつまでも住み続けたい 日本一しあわせなまち ちちぶ」を基本理念に掲げ、新たに令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第六期秩父市障がい者福祉計画」（「秩父市障がい福祉計画」・「秩父市障がい児福祉計画」）を策定致しました。

本計画の策定に際しまして、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました「秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査・パブリックコメントなどにご協力いただきました皆様、関係機関・関係団体の皆様に、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

秩父市長 久喜邦康



# 目次

はじめに

目次

## 第1章 計画のあらまし

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

- 1 障がいのある人等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 障がい福祉サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 「第五期計画」の成果目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 「第五期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績・・・・・・・・ 26
- 5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 ヒアリング調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 7 「第六期計画」に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 計画の展開（施策の体系）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして・・・・・・・・・・ 49
- 基本目標2 地域生活の充実をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 基本目標3 社会参加の促進をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

## 第5章 計画の成果目標と各サービスの見込み量・確保の方策等

- 1 成果目標（令和5年度に向けた目標の設定）・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 障がい福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 訪問系サービスの見込み量と確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 4 日中活動系サービスの見込み量と確保の方策・・・・・・・・・・・・ 65
- 5 居住系サービスの見込み量と確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 6 相談支援サービスの見込み量と確保の方策・・・・・・・・・・・・ 72
- 7 障害児支援事業の見込み量と確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 8 地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて・・・・ 80
- 10 事業の実施に関する支出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

## 第6章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本方針	83
----------------	----

## 第7章 付属資料

資料1 用語の解説	87
資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	93
資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿	95
資料4 秩父市障がい者福祉計画検討委員会委員名簿	96
資料5 秩父市障がい者福祉計画検討委員会作業部会委員名簿	97
資料6 策定事務局名簿	98
資料7 計画策定までの経過	98

### 本計画書の用語表記について

本計画書では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞、全国的な状況等を説明している部分（\*「用語の解説」を含む。）を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

### 用語解説について

本文中に「\*」の付いた用語については、付属資料「資料1 用語の解説」に内容を掲載しています。





## 第1章 計画のあらまし



## 1 計画策定の背景と趣旨

本計画は、「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法\*）」、「児童福祉法」のそれぞれに定められた、秩父市の計画です。

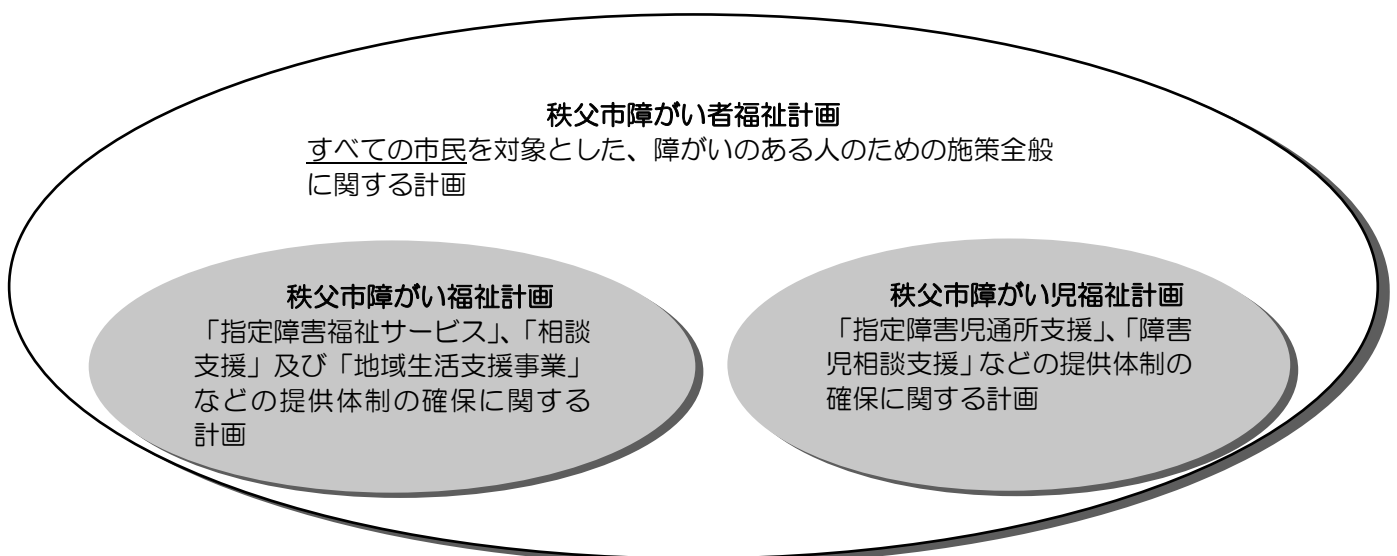
わが国の障害者施策は、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障害者年」を契機として本格的に開始され、障害のある人の「自立と社会参加」をめざしてきました。この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、「いつまでも住み続けたい 日本一しあわせなまち ちちぶ」を基本理念とし、3つの基本目標のもと施策を計画的に推進しています。

一方、「障害者自立支援法」（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき策定している「秩父市障がい福祉計画」は、生活支援分野の実施計画という位置づけから、指定障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的としています。

また、「児童福祉法」に基づき策定している「秩父市障がい児福祉計画」は、指定障害児通所支援や障害児相談支援などの提供体制を整備するとともに、埼玉県が行う入所支援も含めた円滑な実施を確保して、障がい児への支援の体制の充実を図ることを目的としています。

さらに、「秩父市ユニバーサルデザイン\*推進行動指針」に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを目的としています。

国の「基本指針」に即しながら、県の計画のほか、秩父市の関連計画との整合を図り、策定したものです。



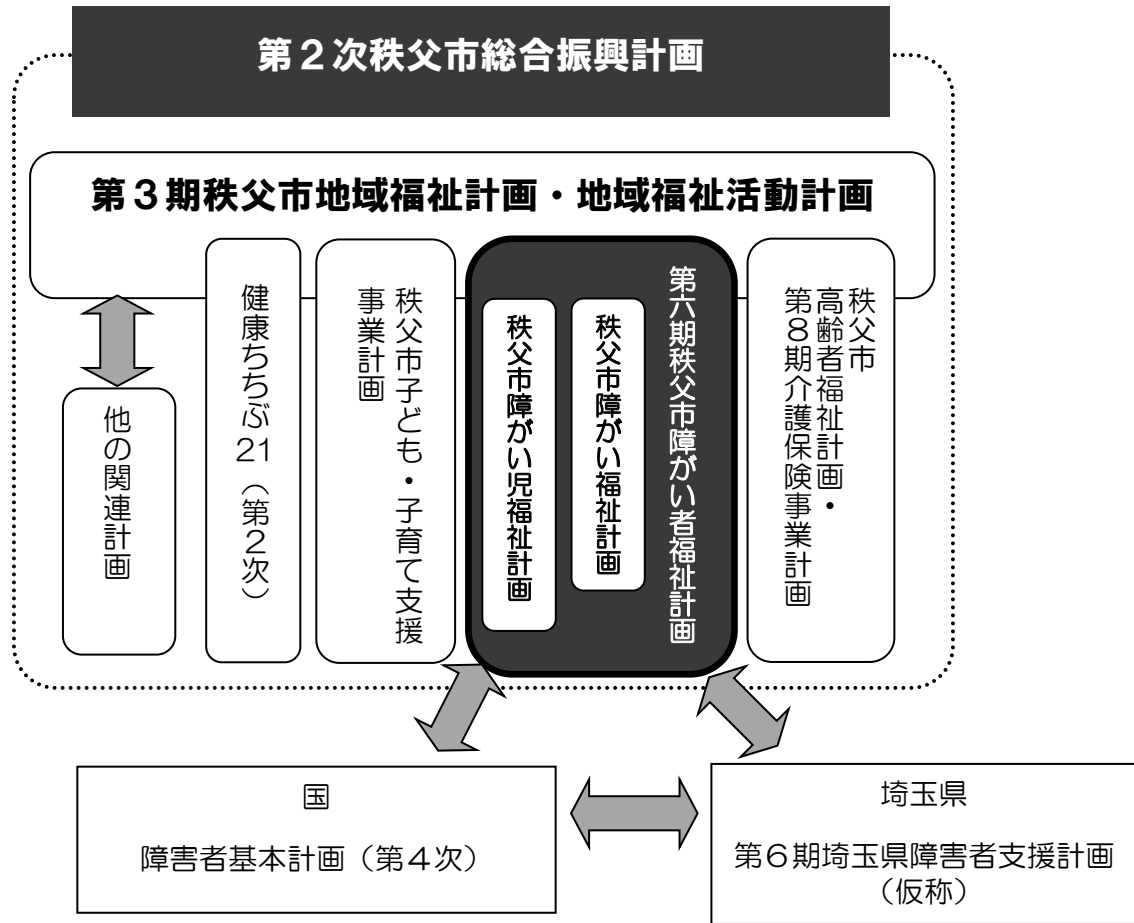
## 『第五期秩父市障がい者福祉計画』策定後のおもな動き

- ◎「障害者文化芸術活動推進法」の公布・施行（平成30年6月）
  - ・正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
  - ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とします。
  
- ◎「視覚障害者読書バリアフリー法」の公布・施行（令和元年6月）
  - ・正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
  - ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とします。
  
- ◎「改正障害者雇用促進法」の可決・成立（令和元年6月、施行：令和2年4月～）
  - ・厚生労働大臣が「障害者活躍推進計画作成指針」を定めるものとされる→令和元年12月17日、国が当該指針を告示→国及び地方公共団体の任命権者は、令和2年4月1日までに「**障害者活躍推進計画**」を作成しなければならないとされました。

## 2 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定（「市町村障害者計画」）及び「障害者総合支援法\*」第88条の規定（「市町村障害福祉計画」）、「児童福祉法」第33条の20の規定（「市町村障害児福祉計画」）に基づき策定するものです。
- ◇『第2次秩父市総合振興計画』を上位計画とする、『第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の部門別計画です。福祉・保健・医療分野という最も身近な生活に関連する個別計画の1つとして、障がいのある人の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。
- ◇国の『障害者基本計画（第4次）』、県の『第6期埼玉県障害者支援計画』（仮称）との整合を図った計画としています。

『秩父市障がい者福祉計画』の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定するものです。「障害者総合支援法\*」に基づく障害福祉計画は、厚生労働省が示す「基本指針」が定めるところにより第五期計画が令和2年度で終了することから、「第六期秩父市障がい福祉計画」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

また、前計画期間から始まった「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画である「秩父市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間が第二期計画期間となります。

なお、策定後の福祉・保健・医療等の制度改正、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

『秩父市障がい者福祉計画』の計画期間

年度	平成30 (2018)年	平成31/ 令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
障がい者 福祉計画	第五期計画			第六期計画		



## 第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況





## 1 障がいのある人等の状況

### (1) 身体障がい者の状況

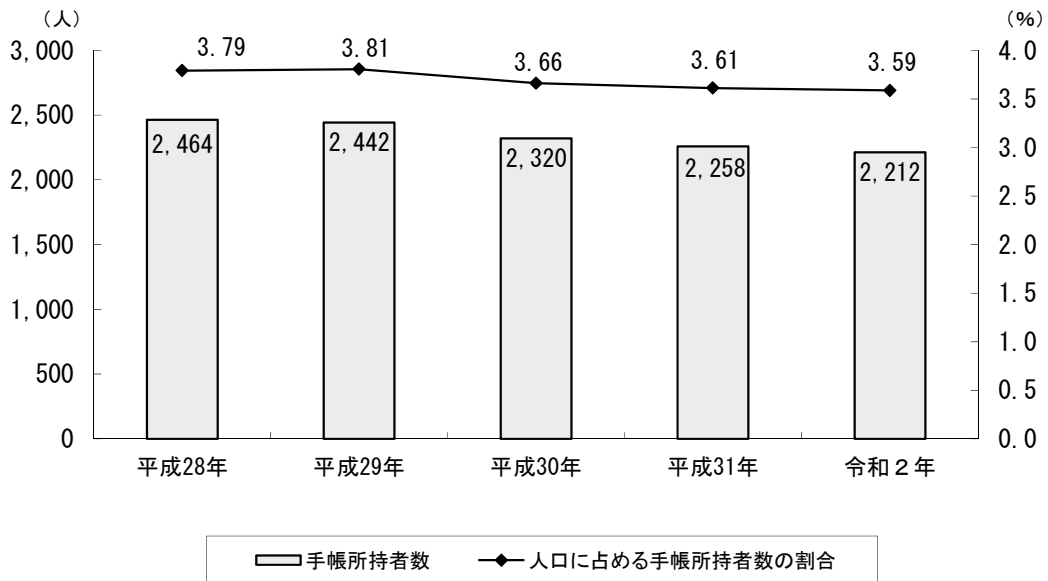
近年、秩父市の人口は減少が続いている一方で、身体障害者手帳を所持している人の数は微減傾向となっており、手帳所持者の人口に対する割合も微減傾向にあります。令和2年では、手帳所持者数は2,212人で、人口に占める割合は3.59%となっています。

身体障害者手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区 分	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成28年	64,989	2,464	3.79
平成29年	64,168	2,442	3.81
平成30年	63,365	2,320	3.66
平成31年	62,513	2,258	3.61
令和2年	61,667	2,212	3.59

身体障害者手帳所持者の推移



障がい種別でみると、「肢体不自由」が1,153人と最も多く、全体の52.1%と過半数を占めています。

等級別でみると、「1級」が753人で全体の34.0%を占め、「2級」の300人（13.6%）と合わせると、“重度”（1・2級）が1,053人（47.6%）となり、「第五期計画」時の割合（46.3%）より1.3ポイント増加しています。

身体障害者手帳所持者の総合等級からみた障がい種別状況

（令和2年4月1日現在） 単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	50	8	6	195	494	753
2級	49	38	3	203	7	300
3級	6	20	15	247	67	355
4級	12	45	6	330	149	542
5級	15	1	-	120	-	136
6級	14	54	-	58	-	126
合計	146	166	30	1,153	717	2,212

性別でみると、男性と女性がほぼ同じ割合になっています。

年代別でみると、65歳以上の所持者は1,634人で、身体障がい者全体の73.9%を占め、「第五期計画」時の割合（74.7%）より0.8ポイント減少しています。また、障がい児は、全体の1.5%となっています。

身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

（令和2年4月1日現在） 単位：人

性別		男	女	合計
年齢	0～5歳	2	3	5
	6～11歳	5	6	11
	12～14歳	4	8	12
	15～17歳	6	0	6
障がい児数		17	17	34
	18～19歳	2	4	6
	20～29歳	16	8	24
	30～39歳	39	23	62
	40～49歳	75	37	112
	50～59歳	110	70	180
	60～64歳	92	68	160
	65歳以上	776	858	1,634
障がい者数		1,110	1,068	2,178
合計		1,127	1,085	2,212

(2) 知的障がい者の状況

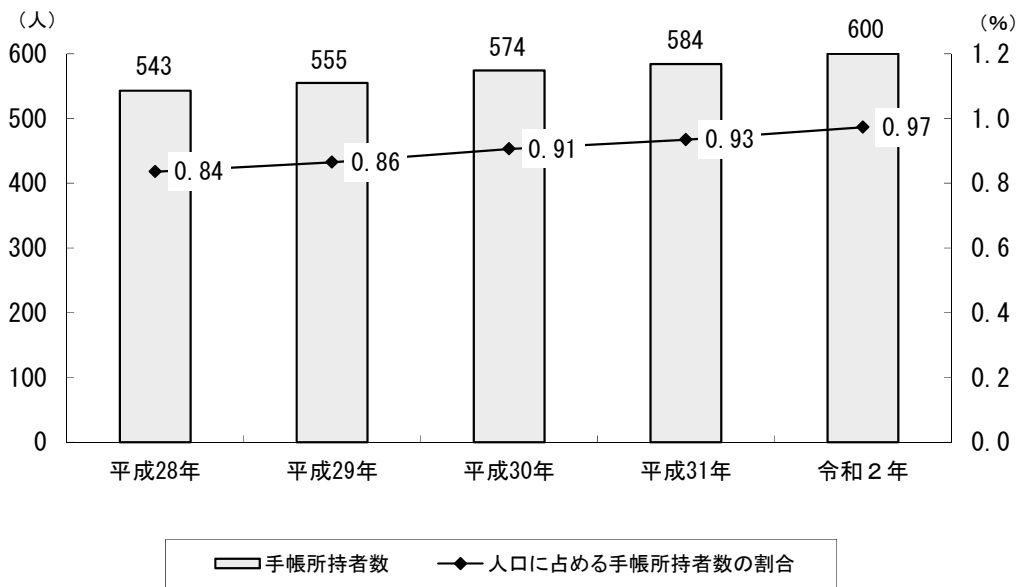
療育手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、令和2年は600人で、人口に占める割合は0.97%となっています。人口に占める割合も近年、年々増加してきています。

療育手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区 分	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成28年	64,989	543	0.84
平成29年	64,168	555	0.86
平成30年	63,365	574	0.91
平成31年	62,513	584	0.93
令和2年	61,667	600	0.97

療育手帳所持者の推移



性別でみると、障がい児では男性が全体の75.4%を占め、障がい者では男性が全体の61.0%となっています。年代別でみると、「障がい児」が全体の19.7%を占め、20歳代から40歳代で全体の過半数を占めています。

程度区分をみると、「B」（中度）が最も多く、全体の35.2%となっています。

#### 療育手帳所持者の男女・年代別状況

（令和2年4月1日現在）単位：人

性別		男	女	合計
年齢	0～5歳	15	3	18
	6～11歳	27	13	40
	12～14歳	21	6	27
	15～17歳	26	7	33
障がい児数		89	29	118
年齢	18～19歳	15	8	23
	20～29歳	79	35	114
	30～39歳	57	36	93
	40～49歳	59	36	95
	50～59歳	37	28	65
	60～64歳	19	16	35
	65歳以上	28	29	57
障がい者数		294	188	482
合計		383	217	600

#### 療育手帳所持者の程度区分状況

（令和2年4月1日現在）単位：人

区分	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
18歳未満	19	16	17	66	118
18～39歳	47	60	73	50	230
40～64歳	36	49	92	18	195
65歳以上	7	20	29	1	57
合計	109	145	211	135	600

(3) 精神障がい者等の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、平成28年から111人増加して令和2年では424人で、人口に占める割合は0.69%となっています。

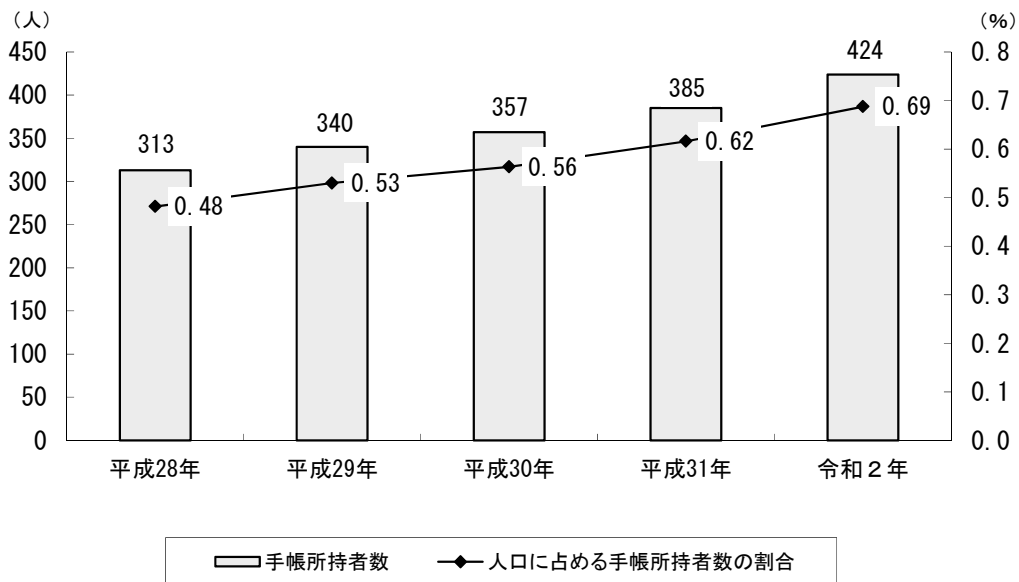
また、自立支援医療費（精神通院）受給者数も増減はあるものの基本的には増加傾向にあり、令和2年では688人で、人口に占める割合は1.12%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）受給者数

(各年4月1日現在)

区分	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)	自立支援医療費 支給決定者数(人)	割合(%)
平成28年	64,989	313	0.48	647	1.00
平成29年	64,168	340	0.53	665	1.04
平成30年	63,365	357	0.56	633	1.00
平成31年	62,513	385	0.62	655	1.05
令和2年	61,667	424	0.69	688	1.12

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



等級別でみると、「2級」が最も多く、全体の61.8%となっています。

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

(令和2年4月1日現在) 単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	5	1	6
18～39歳	1	57	50	108
40～64歳	15	147	73	235
65歳以上	13	53	9	75
合計	29	262	133	424

自立支援医療受給者を疾患別でみると、「統合失調症\*等」が最も多く、令和2年は188人です。次いで「気分障害（うつ病、躁病など）」が多く、令和2年では129人となっています。集計の状況が年度により異なり、「その他」が多い年度がありますが、傾向は概ね変わっていません。

#### 自立支援医療費（精神通院）受給者の疾病状況

(各年4月1日現在) 単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
症状性を含む器質性精神障害（認知症など）	8	8	9	8	12
精神作用物質（アルコール、薬物等）使用による精神および行動の障害	9	8	3	3	5
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	256	263	233	88	188
気分障害（うつ病、躁病など）	182	177	155	87	129
てんかん	52	59	47	27	34
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	87	89	83	36	59
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	3	4	6	4	1
成人の人格および行動の障害	4	5	5	4	3
精神遅滞	20	19	15	6	8
心理的発達の障害	13	18	12	10	11
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	7	9	6	3	9
その他	6	6	59	379	229
合計	647	665	633	655	688

(4) 難病\*患者の状況

指定難病等の医療給付を受けている人の数については、増減を繰り返しながらおおむね一定程度で推移しています。

指定難病等医療給付受給者数

(各年4月1日現在) 単位：人

区 分	指定難病医療給付	小児慢性特定疾病 医療給付	先天性血液凝固因子 欠乏症等医療給付	合 計
平成28年	439	56	7	502
平成29年	456	60	7	523
平成30年	447	43	7	497
平成31年	440	42	7	489
令和2年	440	47	8	495

また、「障害者総合支援法\*」における「難病等」の範囲は、平成29年4月から358疾患を対象としています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」が同26年5月23日に成立し、医療費助成の対象疾患数自体も56疾病から約300疾病に、平成29年度からはさらに330疾病へと拡大されています。小児慢性特定疾病も同様に、拡大されています。

疾患別でみると、令和2年では、「潰瘍性大腸炎」(44人)、「全身性エリテマトーデス」(43人)、「パーキンソン病関連疾患」(41人)、「全身性強皮症/皮膚筋炎/多発性筋炎」(32人)、「原発性胆汁性胆管炎」(27人)等が多くなっています。

指定難病等医療給付受給者の疾病別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
筋萎縮性側索硬化症	5	3	4	6	7
脊髄性筋萎縮症	0	0	1	0	0
原発性側索硬化症	1	1	1	1	1
パーキンソン病関連疾患	38	41	43	43	41
ハンチントン病	0	0	1	1	1
重症筋無力症	15	13	14	14	14
多発性硬化症/視神経脊髄炎	10	12	11	12	12
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	1	1
封入体筋炎	1	1	1	1	1
多系統萎縮症	6	8	11	14	11
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	9	8	7	8	8
ライソゾーム病	0	0	0	0	1
ミトコンドリア病	2	2	2	2	2
もやもや病	14	15	16	13	16
プリオン病	0	0	0	0	1
全身性アミロイドーシス	0	0	0	1	0
神経線維腫症	1	2	2	2	1
天疱瘡	3	2	2	2	4
膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1	1	1
高安動脈炎	2	3	1	2	2
結節性多発動脈炎	3	3	2	1	0

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
顕微鏡的多発血管炎	4	4	5	5	5
多発血管炎性肉芽腫症	0	0	1	0	0
悪性関節リウマチ	2	2	1	1	1
バージャー病	1	1	1	1	0
全身性エリテマトーデス	42	39	40	37	43
全身性強皮症／皮膚筋炎／多発性筋炎	36	39	34	35	32
混合性結合組織病	5	5	7	8	8
シェーグレン症候群	4	6	6	5	5
成人スチル病	2	2	0	1	1
再発性多発軟骨炎	0	0	1	1	1
ベーチェット病	11	12	11	10	9
特発性拡張型心筋症	6	8	8	8	6
肥大型心筋症	6	5	2	1	0
再生不良性貧血	6	8	5	5	5
自己免疫性溶血性貧血	1	1	0	0	0
特発性血小板減少性紫斑病	20	19	13	13	11
原発性免疫不全症候群	1	1	1	1	2
IgA 腎症	0	1	2	1	0
多発性嚢胞腎	3	4	4	3	3
黄色靭帯骨化症	4	2	3	3	2
後縦靭帯骨化症	8	10	12	6	11
広範脊柱管狭窄症	5	3	4	3	3
特発性大腿骨頭壊死症	11	11	12	13	9
間脳下垂体機能障害（下垂体前葉機能低下症等）	4	3	1	1	2
先天性副腎皮質酵素欠損症	0	0	0	0	1
サルコイドーシス	16	15	12	14	17
特発性間質性肺炎	6	10	6	4	8
肺動脈性肺高血圧症	1	1	1	1	1
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	3	4	3	4
リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	12	10	9	7	8
特発性門脈圧亢進症	1	1	1	1	1
原発性胆汁性胆管炎	23	28	29	29	27
自己免疫性肝炎	6	5	8	8	7
クローン病	16	15	18	20	19
潰瘍性大腸炎	57	58	50	52	44
好酸球性消化管疾患	0	0	1	0	0
非典型溶血性尿毒症症候群	1	0	0	0	0
先天性ミオパチー	0	1	1	1	1
筋ジストロフィー	0	0	0	3	2
遺伝性ジストニア	1	1	1	0	0
一次性ネフローゼ症候群	1	2	3	3	6
副甲状腺機能低下症	0	1	1	0	0
強直性脊椎炎	0	0	1	1	1
後天性赤芽球癆	0	0	1	1	1
I g G 4 関連疾患	0	0	1	1	1
レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	1
好酸球性副鼻腔炎	0	1	1	1	1
シトリン欠損症	0	0	1	1	1
特発性多中心性キャスルマン病	0	0	0	0	1
スモン	1	1	1	1	1
原発性慢性骨髄線維症	0	0	0	0	1
合計	439	456	447	440	440

注：5年間で1人でも給付のあった疾病のみを記載。



「小児慢性特定疾患」医療給付の受給者数は、令和2年では合計47人となっています。疾病別では、「内分泌疾患」が8人と最も多くなっています。

小児慢性特定疾患医療給付受給者の疾病別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
悪性新生物 (白血病、悪性細網症、ウィルムス腫瘍など)	6	6	3	4	5
慢性腎疾患 (ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症など)	5	7	4	3	5
慢性呼吸器疾患 (アレルギー性気管支炎、気管狭窄、気管支喘息など)	1	2	4	3	3
慢性心疾患 (心室中核欠損症、慢性心筋炎、ファロー四徴症など)	12	12	8	7	6
内分泌疾患 (下垂体機能低下症、クレチン病、パセドウ病など)	16	15	11	9	8
膠原病 (川崎病性冠動脈病変、若年性関節リウマチなど)	0	1	0	0	0
糖尿病(I型糖尿病、II型糖尿病など)	6	5	4	4	5
先天性代謝異常(シスチン尿症、ウイルソン病など)	2	3	2	2	2
血友病等血液 (悪性貧血、先天性血液凝固異常症など)	1	0	0	2	2
免疫疾患			0	0	0
神経・筋疾患(ウェスト症候群、結節性硬化症など)	4	5	3	3	4
慢性消化器疾患 (肝硬変、先天性胆道閉鎖症など)	2	3	3	3	5
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 (トリソミー症候群、ダウン症候群など)	1	1	1	1	1
脈管系疾患(リンパ管腫)	0	0	0	1	1
合 計	56	60	43	42	47

## (5) 障害支援区分認定の状況

令和2年6月末日現在の障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

### 障害支援区分の認定の状況

(令和2年6月末日現在) 単位：人

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	2	11	17	6	19	16	71
知的障がい	3	24	28	42	36	41	174
精神障がい	1	19	12	8	0	0	40
身体・知的	0	2	1	8	6	26	43
身体・精神	0	1	2	0	0	0	3
知的・精神	0	2	0	2	0	0	4
身体・知的・精神	0	0	1	0	0	0	1
合計	6	59	61	66	61	83	336

※障害者総合支援法\*においては、平成26年4月1日より、従来の「障害程度区分」から、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更されています。

(6) 埼玉県立秩父特別支援学校\*在籍者数

(令和2年5月1日現在) 単位：人 \*()内数字は「再掲」

	小学部						中学部			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
知的障がい	5	5	8	4	9	5	11	7	10	20	10	12
肢体不自由	1	0	1	2	4	1	3	6	2	1	1	1
医療的ケアを必要とする者			(1)		(1)			(4)			(1)	
合計	6	5	9	6	13	10	14	13	12	21	11	13

合計 129人

(7) 市立小中学校の特別支援学級\*在籍者数

(令和2年5月1日現在) 単位：人

	小学生						中学生		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
知的	3	11	12	6	4	13	4	9	5
情緒	5	2	6	7	4	5	6	3	1
病弱・身体衰弱	0	1	0	0	0	0			
肢体不自由	1	0	2	0	0	0			
合計	9	14	20	13	8	18	10	14	6

合計 112人

## 2 障がい福祉サービスの状況

### (1) 障がい福祉サービス別の受給状況

指定障害福祉サービスと相談支援のサービス別の令和2年9月の支給決定者数と受給者数は、次のとおりです。

障がい福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	令和2年9月	
		支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	118	90
	重度訪問介護	5	3
	同行援護	9	4
	行動援護	33	18
	重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	短期入所	79	15
	生活介護	200	194
	療養介護	12	9
	自立訓練（機能訓練）	1	1
	自立訓練（生活訓練）	19	16
	宿泊型自立訓練	5	5
	就労移行支援	20	14
	就労継続支援（A型）	1	1
	就労継続支援（B型）	177	174
	就労定着支援	1	1
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	90	83
	施設入所支援	72	69
相談支援サービス	計画相談支援	471	96
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
	障害児相談支援	80	17
合 計		1,393	810

## (2) 障がい児通所支援サービスの状況

秩父市には児童発達支援事業所が2か所あり、また、放課後等デイサービス事業所が4か所設置されています。

## 障がい児通所サービス別支援給付決定者・受給者

サービス種類	令和2年9月1日現在	
	支給決定者数(人)	受給者数(人)
児童発達支援	59	49
放課後等デイサービス	78	44

### 3 「第五期計画」の成果目標の達成状況

「第五期障がい者福祉計画」では、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行と就労支援に関する目標をそれぞれ定め、平成32年度[※当時]（以下「令和2年度」）を最終目標年度として取り組むことが求められました。

#### (1) 「施設入所者の地域生活への移行」に関する目標

##### 【第五期計画の目標値】

本市では平成28年度末時点の施設入所者数の9%（国の方針）に近い5人を地域に移行させることとし、国の方針である施設の入所者数の削減については県の方針に従い設定しないこととしました。

入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	第五期計画 目標値	実績	備考
地域生活移行者数	5人	1人	実績値は令和2年11月時点

##### 【目標達成のための今後の課題】

地域に居住の場を確保し、福祉施設からの地域生活を定着させるためには、障がいのある人が地域生活を送る上で必要な生活習慣や生活能力を身に付けるための支援を重視し、入所している段階からそれらを積極的に取り組んでいくことが必要です。

併せて、地域生活において一人ひとりの希望や特性に合った日中活動や、「住まいの場」であるグループホームなどの確保が必要です。そのためには、地域住民の理解を進め、地域ぐるみで障がいのある人の地域生活を支えていくことが大切だと考えています。

(2) 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

【第五期計画の目標値】

国の考え方は、「長期入院」への対応を進めること等を念頭に、令和2年度末までにすべての市町村に保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を設置することとしていました。本市においては、これに沿って精神障がい（発達障がい\*・高次脳機能障がい\*を含む）にも対応した「地域包括ケアシステム」構築の成果目標を以下のように設定しました。

精神障がい者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に関する目標値

項 目	第五期計画 目標値	実 績
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	1か所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【第五期計画の目標値】

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点について、令和2年度末までに秩父圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを検討するとしました。

地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

項 目	第五期計画 目標値	実 績
【目標値】 令和2年度末までの設置数	1か所	0か所

【目標達成のための今後の課題】

第五期計画期間における整備数は全国で数十か所と整備が全国的に滞るなか、先進地の例も参考にしながら、特にどういう機能を重視するのか定め、地域の実情に則した整備を進めていくことが重要となります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### 【第五期計画の目標値】

令和2年度に「就労移行支援」事業等を利用して福祉施設から一般就労する人の数は平成28年度実績値の約1.5倍として13人と設定し、令和2年度の就労移行支援事業利用者数は、平成28年度実績の1.2倍以上として12人と設定しました。

また、令和2年度に就労移行率が3割以上となる事業所数は市内の就労移行支援事業所数の5割以上として1事業所としました。さらに、令和2年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率は国の考え方に沿って80%としました

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	目標値	実績値	備考
一般就労移行者数	13人	6人	令和2年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
就労移行支援事業利用者数	12人	12人	令和2年度に「就労移行支援」事業所を利用する人の数
就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	2事業所	令和2年度の「就労移行支援」事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
職場定着率	80%	82%	国の指針通り

##### 【目標達成のための今後の課題】

障がいのある人の一般就労を促進するためには、コーディネーターによる雇用の場の開拓を進めるほか、「職場適応援助者（ジョブコーチ）\*」の派遣や能力開発、訓練・実習の機会の拡充に努める必要があります。また、事業所や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の福祉・労働の関係機関との連携体制を整備し充実させること等、一般就労に向けた総合的な支援システムを機能させていく必要があります。

また、一般就労後も生活面も含めこまめに様子を確認するなどして仕事への悪影響を防ぎ、離職を未然に防ぐことが職場定着率のさらなる向上につながると考えます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【第五期計画の目標値】

障がい児支援の提供体制の整備等として、以下の目標を設定しました。

①「児童発達支援センター」については、秩父圏域であり方について検討し、令和2年度までに共同で1か所設置する。②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスを令和2年度までにそれぞれ1か所設置する。③医療的ケアを必要とする児童に関して、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）を平成30年度末までに1箇所設置する。

障がい児支援の提供体制の整備に関する目標値

項目	第五期計画 目標値	実績
【目標値】 「児童発達支援センター」 設置数	1か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の事業所設置数	1か所	0か所
	1か所	0か所
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）の数	1か所	0か所

【目標達成のための今後の課題】

第五期計画期間における整備数は全国で数十か所と整備が全国的に滞るなか、先進地の例も参考にしながら、家族のニーズの把握に努め、地域の実情に則した整備を進めていくことが重要となります。

## 4 「第五期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
訪問系サービス	時間/月	1,511	1,382	91.5%	1,558	1,325	85.0%	1,606	1,344	83.7%
(実利用人数)	人/月	127	141	111.0%	131	133	101.5%	135	134	99.3%

### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①生活介護	人日/月	3,200	3,288	102.8%	3,200	3,434	107.0%	3,200	3,531	110.3%
(実利用人数)	人/月	176	169	96.0%	176	175	99.4%	176	186	105.7%
②自立訓練(機能訓練)	人日/月	40	0	0.0%	40	3	7.5%	40	16	71.1%
(実利用人数)	人/月	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
③自立訓練(生活訓練)	人日/月	260	199	76.5%	260	382	146.9%	260	272	104.6%
(実利用人数)	人/月	20	21	105.0%	20	23	115.0%	20	17	85.0%
④宿泊型自立訓練	人日/月	280	108	38.6%	280	234	83.6%	280	184	65.7%
(実利用人数)	人/月	10	11	110.0%	10	8	80.0%	10	6	60.0%
⑤就労移行支援	人日/月	300	87	29.0%	300	162	54.0%	300	226	75.3%
(実利用人数)	人/月	15	7	46.7%	15	11	73.3%	15	14	93.3%
⑥就労定着支援	人/月	0	0	—	0	1	—	2	1	50.0%
⑦就労継続支援(A型)	人日/月	120	17	19.2%	120	20	16.7%	120	18	12.0%
(実利用人数)	人/月	6	2	33.3%	6	1	16.7%	6	1	16.7%
⑧就労継続支援(B型)	人日/月	2,800	2,494	89.1%	2,890	2,799	96.9%	2,980	2,880	96.6%
(実利用人数)	人/月	150	156	104.0%	155	156	100.6%	160	158	98.8%
⑨療養介護(実利用人数)	人/月	10	9	90.0%	10	9	90.0%	10	9	90.0%
⑩短期入所	人日/月	福祉型150 医療型225	301	80.3%	福祉型150 医療型225	342	91.2%	福祉型150 医療型225	220	58.7%
(実利用人数)	人/月	福祉型10 医療型15	26	104.0%	福祉型10 医療型15	29	116.0%	福祉型10 医療型15	16	64.0%

(3) 居住系サービス

居住系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①自立生活援助	人/月	0	0	—	3	0	0.0%	3	1	33.3%
②共同生活援助	人/月	90	87	96.7%	90	81	90.0%	90	83	92.2%
③施設入所支援	人/月	65	67	103.1%	65	63	96.9%	65	68	104.6%

(4) 相談支援サービス

サービス利用計画作成の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①計画相談支援	人/月	100	467	467.0%	100	479	479.0%	100	470	470.0%
②地域移行支援	人/月	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
③地域定着支援	人/月	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
④障害児相談支援	人/月	25	39	156.0%	25	46	184.0%	25	53	212.0%

(5) 障がい児通所支援

障がい児通所支援サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①児童発達支援 (実利用人数)	人/月	40	54	135.0%	40	60	150.0%	40	60	150.0%
②放課後等デイサービス (実利用人数)	人/月	25	41	164.0%	25	41	164.0%	25	54	216.0%

※「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」では、計画・目標共にゼロとなっています。

## (6) 障がい児支援事業の確保の方策

障がい児支援事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①配置人数	人	0	0	—	0	1	—	1	1	—

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## (7) 地域生活支援事業の目標値と実績

地域生活支援事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値(見込)	実施率
①理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
②自発活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
③相談支援事業										
障がい者相談支援事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	か所	0	0	—	0	0	—	1	1	100.0%
相談支援機能強化事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
住居入居等支援事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
④成年後見制度*利用支援事業	人/年	7	6	85.7%	7	6	85.7%	7	5	71.4%
⑤成年後見制度法人後見支援事業	件/年	16	18	112.5%	18	24	133.3%	20	31	155.0%
⑥意思疎通支援事業										
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	115	118	102.6%	125	91	72.8%	125	96	76.8%
手話通訳者設置事業	か所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑦日常生活用具*給付等事業										
介護・訓練支援用具	件/年	3	7	233.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
自立生活支援用具	件/年	11	3	27.3%	11	13	118.2%	11	5	45.5%
在宅療養等支援用具	件/年	6	8	133.3%	6	8	133.3%	6	1	16.7%
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	12	171.4%	7	14	200.0%	7	2	28.6%
排泄管理支援用具	件/年	1,600	1,589	99.3%	1,600	1,514	94.6%	1,600	1,363	85.2%
居宅生活動作補助用具	件/年	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%

第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

サービス 区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値 (見込)	実施率
⑧手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
⑨移動支援事業	人/年	800	661	82.6%	800	634	79.3%	800	540	30.0%
	時間/年	5,000	3,393	67.9%	5,000	2,828	56.6%	5,000	2,376	47.5%
⑩地域活動支援センター事業										
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	登録者数	174	171	98.3%	180	176	97.8%	180	176	97.8%
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	登録者数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	登録者数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑪任意事業（その他の事業）										
重度心身障がい者通所施設	実利用人数 人/月	6	6	100.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
生活支援事業 (訪問入浴サービス)	実利用人数 人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
日中一時支援事業	実利用人数 人/年	190	176	92.6%	200	172	86.0%	200	183	91.5%

(8) 障がい児の子供・子育て支援等の目標値と実績

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込み	実績値	実施率	見込み	実績値	実施率	見込み	実績値 (見込)	実施率
幼稚園	2	2	2	100.0%	2	3	150.0%	2	1	50.0%
保育所	6	7	9	128.6%	6	10	166.7%	6	9	150.0%
認定こども園	3	2	2	100.0%	3	1	33.3%	3	2	66.7%
放課後児童健全育成事業	5	5	5	100.0%	5	7	140.0%	5	20	400.0%

## 5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障がいのある人（障がい児を含む）の生活実態や障がい福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、市ホームページでもご覧いただくことができます。  
<http://www.city.chichibu.lg.jp/>

### (1) 調査設計

#### ① 調査対象者

市内在住の各障害者手帳所持者及び指定難病\*等医療受給者の中から、無作為に下記の人数を抽出しました。人数は重複を含みます。

① 身体障害者手帳所持者	763人	
② 療育手帳所持者	105人	
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者	150人	
④ 指定難病等医療受給者	12人	合計1,000人

#### ② 調査方法

郵送による配付・回収

#### ③ 調査期間

令和2年7月20日～8月3日

#### ④ 調査内容

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ① 年齢・性別・ご家族などについて  | ⑥ 相談相手について          |
| ② 障がい等の状況について      | ⑦ 権利擁護について          |
| ③ 住まいや暮らしについて      | ⑧ 災害時の避難等について       |
| ④ 日中活動や就労について      | ⑨ 希望・要望について(自由記述方式) |
| ⑤ 障害福祉サービス等の利用について |                     |

### (2) 回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
全 体	1,000	570	57.0%

### (3) 調査結果のまとめ

この項では、「身体障害者手帳」所持者を「身体障がい者」、「療育手帳」所持者を「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者を「精神障がい者」、難病\*医療受給者を「難病患者」と表記しています。

#### ■住まいや暮らしについて

##### 一緒に暮らしている人

全体では、「配偶者（夫または妻）」（45.8%）という回答が最も多く、次いで「子ども」（26.7%）が多くなっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「配偶者」が過半数に達して最も多く、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。

精神障がい者と難病患者でも「配偶者」が、最も多くなっています。

##### 地域生活への移行希望（福祉施設入所者、病院入院者）

現在、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」人の地域での生活の希望については、全体と身体障がい者では、「今のまま施設や病院などで生活したい」という回答が最も多く、次いで「家族と一緒に地域で生活したい」が多くなっています。知的障がい者でも、「グループホームなどを利用して地域で生活したい」が最も多く、次いで多いものは「今のまま施設や病院などで生活したい」となっています。

##### 地域で生活するためにあれば良いと思う支援

全体と身体障がい者、では、「経済的な負担の軽減」という回答が最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「障がいに適した住居の確保」が続いています。

知的障がい者では、「障がいに適した住居の確保」が最も多くなっています。

精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」や「障がいに適した住居の確保」が多くなっています。

## ■日中活動や就労について

### 1週間の外出頻度

知的障がい者と難病患者では、「毎日外出する」という回答が最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が多くなっています。

全体と身体、精神障がい者では、反対に「1週間に数回外出する」が最も多く、次いで「毎日外出する」が多くなっています。

### 外出時の困りごと

全体では、「無回答」(33.4%)が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(22.5%)という回答が多く、「困った時にどうすればいいのか心配」(ともに20.5%)が続いています。

障がい種別で見ると、「無回答」を除くと、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」が、知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が、精神障がい者と難病患者では「公共交通機関が少ない・ない」が、それぞれ最も多くなっています。

### 平日の日中の主な過ごし方

全体と身体、精神障がい者および難病患者では「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では「福祉施設、作業所等に通っている」が、それぞれ最も多くなっています。

次いで多い回答は、全体と身体障がい者、難病患者では「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」、知的障がい者では「自宅ですごしている」と「特別支援学校\*（小、中、高等部）に通っている」、精神障がい者では「専業主婦（主夫）をしている」と「福祉施設、作業所等に通っている」、となっています。

### 就労するために必要と思う支援

「無回答」以外で、全体では「職場の障がい者理解」と「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」がともに31.2%の同数で最も多く、知的、精神障がい者および難病患者では「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が最も多く、身体障がい者では「職場の障がい者理解」が最も多くなっています。



## ■障がい福祉サービスの利用について

### サービスの現在の利用状況と今後の利用意向

#### 【現在の利用状況】

いずれのサービスについても「利用していない」という回答が多いですが、全体では、「利用している」が比較的多いサービスは、「相談支援」(9.3%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」(7.2%)、「生活介護」(7.0%)等となっています。

#### 【今後の利用意向】

「利用しない」という回答が「利用したい」よりも多いサービスがほとんどですが、全体では、「利用したい」が比較的多いサービスは、「相談支援」(31.2%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」(23.2%)、「短期入所(ショートステイ)」(21.9%)等となっています。

## ■情報収集について

### 福祉サービス情報などの入手元

全体と身体、精神障がい者および難病患者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」という回答が最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が多くなっています(精神障がい者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と「家族や親せき、友人・知人」が同数)。

知的障がい者では、「家族や親せき、友人・知人」が最も多く、次いで、「ほとんど情報を得られていない」、「サービス事業所の人や施設職員」が多くなっています。

## ■権利擁護等について

### 差別や嫌な思いの経験

知的障がい者では、「ある」と「少しある」を合わせると60%台半ばになります。

全体結果と身体、精神障がい者および難病患者では、「ない」が最も多いですが、知的障がい者では「ある」が最も多く、30%台の後半となっています。

また、経験した場所としては、全体と身体障がい者、難病患者では「外出先」が最も多く、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「病院などの医療機関」が最も多くなっています。

### 「成年後見制度\*」の認知状況

「成年後見制度」については、身体障がい者と難病患者では「名前も内容も知っていた」が、全体と知的、精神障がい者では「内容も名前も知らなかった」が、それぞれ最も多くなっています。

## ■災害時の避難等について

### 火事や地震等の災害時に困ること

全体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（46.8%）が最も多く、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで迅速に避難することができない」が続いています。障がい種別で見ると、身体、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が、知的障がい者では「安全な所まで迅速に避難することができない」と「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、難病患者では「投薬や治療が受けられない」と「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」がそれぞれ最も多くなっています。

### 「避難行動要支援者支援制度」の利用（登録）状況

全体結果、各障がい・病気共に「利用していない」が「利用している」を大きく上回っていますが、知的障がい者と難病患者では「利用している」が比較的多く10%以上を占めており、特徴的になっています。

## 6 ヒアリング調査の概要

秩父市では、本計画の策定にあたり、障がいのある人と関係のある団体及び事業所に対してヒアリング調査を行いました。いただいたご意見等を基に計画を策定しています。

### (1) 調査設計

#### ① 調査対象者

秩父郡市内の関係団体8か所、サービス提供事業所37か所 合計45か所

#### ② 調査方法

郵送による配付・郵送による回収

#### ③ 調査期間

令和2年9月8日（火）～9月18日（金）

#### ④ 調査内容

##### 〔関係団体〕

① 団体の活動目的、最近の活動状況（活動内容や日常の活動における問題点、今後の課題）について
② その他

##### 〔事業所〕

① 提供しているサービスについて
② 職員の過不足の状況や不足している職員の職種について
③ 事業運営上の課題について
④ 事業の新規開始、拡大にあたり重要視する点について
⑤ 今後3年間における新規開始・拡大予定のサービスについて
⑥ 障がい福祉サービスへの新規参入促進のために必要と思う事項について
⑦ その他

### (2) 回収状況

送付した45か所のうち、35か所から回答をいただきました。  
その内訳は、関係団体：7団体、サービス事業所：28団体となっています。

### (3) 調査結果のまとめ

次ページから、示された主なご意見等の内容を、「関係団体」と「事業所」に分け、大まかに取りまとめて記載します。

## 《関係団体調査》

### 制度・窓口

- ・障がい児者への様々な支援・サービス・助成金等の一覧表など作成できないか？
- ・市民に対する様々な情報提供の際の、手話や文字による情報保障の徹底。

### 交流

- ・障がいのある方どうしが交流する場所や機会が増えるとよい。（サロンづくりなど）。
- ・情報交換、ストレス発散ができる定例会やお茶会を開催できるように、定例会に参加の時にこどもを一時的に預かってもらえるようなシステムがほしい。
- ・精神障がい者が話をする機会があれば、精神障がい者の偏見や差別について解消していけるとともに、心の病気について学び、予防の効果もあると思う。

### 家族の負担軽減

- ・医療的ケアを必要とする18歳未満の児童デイサービスがないので検討してほしい。
- ・新型コロナに罹患した場合の入院先や親が罹患した場合のこどもの預かり先など不安。
- ・親が病気、入院などになってしまった場合に子供を見てもらえる場所、昼夜を問わず起きることなので急でも見てもらえるシステムがあると安心して生活ができる。
- ・無償で当事者のサポートをしている家族の負担ははかり知れません。身体的、精神的な負担のなか、当事者の世話をしている家族の支援をお願いします。家族の力だけでは当事者を自立に導くのは困難です。
- ・卒業後、事業所等の活動を終えたお子様の帰宅が早く、部活等で夕方まで活動していた子たちにとって、活動が不十分ではないかという懸念がある。また、保護者にとって、職務に影響が出てしまうという不自由さがあるため、放課後等デイサービスを卒業後でも利用できるサービスとして展開してほしい。

### 医療費

- ・医療費の助成について、精神障害者福祉手帳2級まで拡大してほしい。

## 《事業所調査》

### サービスに関する課題

- ・医療的ケアが必要な子どもたちの放課後等デイサービスの受け皿、支援学校卒業後の日中活動場所の確保、ショートステイ先の確保等が急務。
- ・重度の障がいのある方で、とりわけ行動障害を伴う方たちの専門的支援を行う事業所（生活介護・グループホーム・放課後等デイサービス）が不足している。
- ・たんの吸引、胃ろうのご利用者様は、卒業後のことが不安であるとの声を聴く。情報があれば安心される面もあるかと思うので、対象年齢の幅の広い家族会など交流し、情報交換（経験を語り合う）する機会があるとよいのではないか。
- ・福祉的サービスを利用しないで自宅に引きこもっている方を把握し、サービスの提供等を積極的に行う。（見学や実習など受け入れ可能）
- ・障害児（者）生活サポートについて人工透析の患者さんは年間120時間では足りない。まして大滝地区からの患者さんについても今後検討してほしい。

#### 相談支援に関する課題

- ・指定特定相談支援事業所の不足により計画作成に追われており、計画作成事業所を増やしてほしい。できれば児童の計画作成もできるようにしてほしい。
- ・特定相談支援事業所をどう増やすか、質の高い相談支援専門員をどう増やしていくか。

#### 事業経営に関する課題

- ・新型コロナ禍により、就労継続B型事業の収入は激減してしまっている状況にある。公共事業であれば、その悪影響を受けずに済む面がたぶんにあるため、協力してほしい。
- ・移動支援事業の規制緩和（複数支援の実現）。また、15年以上前に設定された移動支援事業のサービス単価の見直し。現行単価では新たなサービス提供事業者は望めず、実施団体でも赤字事業となっており事業継続に赤信号が灯っている。

#### 医療に関する課題

- ・市内でレスパイトや短期入所ができない。（特に医療的ケアのある利用者）
- ・精神科の問題は大きく、つむぎ診療所のみでは、大変負担が大きい状況だと思う。精神科対応ができる医療機関が増えればよい。

#### 他制度との連携に関する課題

- ・障害サービスにおいても、介護予防・日常生活支援総合事業のような体制が必要。何らかの障害があり、日常生活等に不自由されている方々への、現在の法体系における障害サービス前サービスなるものも必要ではないか。
- ・今後の障がい者福祉の課題として、「障がいを抱える方々の高齢化」「その人たちの権利擁護」などがある。障がい・高齢者など昔ほどではないが壁があるように感じる。
- ・成年後見制度\*を中心に障害を抱える方、高齢者たちの意志決定の支援が、各方面からの支援によって行われるようになれば、障害を抱える方々も地域において生活しやすくなっていくと感じる。
- ・障害サービスと介護サービスの連携をより高め、地域のサービスがより円滑になるとよい。
- ・障害の方の訪問入浴の利用は週1回だが、介護保険の利用者は週2回が大半。障がいの方も在宅で安心して生活するために週2回まで利用できるようにできないか。夏場（7月～9月）のみでも介護者の方の負担が少しでも減ると考えている。

また、同時に実施したミニアンケート調査の結果から、「職員が不足している」(78%)、との回答が最も多く、課題についても「スタッフの人材育成」(71%)、「スタッフの確保」(57%)、「責任者などの中継人材の確保」(29%)が多く挙げられており、福祉サービスの担い手不足が喫緊の課題であることがうかがえます。

## 7 「第六期計画」に向けた課題

本市の障がいのある方の動向や国等における障がい福祉施策の現状等を踏まえ、「第六期障がい者福祉計画」に向けての課題を整理します。

### (1) 障がいや障がいのある人に関する理解と啓発、権利の擁護

障がいのある人の暮らしやすい社会をつくるためには、障がいや障がいのある人への地域の理解を進める必要があります。「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消）が施行されたことを踏まえ、交流の機会や広報啓発事業等により、障がいによって社会参加が妨げられることなく、あらゆる人と共生・共存できるような社会づくりをめざしていくことが大切です。また、引き続き「障害者虐待防止法」に基づく虐待の防止や早期発見・早期対応が重要であること、新たに「成年後見制度\*利用促進法」が制定されたことなどを踏まえ、障がいのある人の権利を擁護するための取り組みをさらに進めていくことが必要になっています。

### (2) 障がいのある人の就労を支援する仕組みの強化

労働政策等との連携を強化したことで、障がいのある人の「一般就労」については一定程度の成果がみられますが、一人ひとりの希望や適性、能力に合った就労が十分にできているとまでは言えません。そのため、事業主の理解を進めることで障がいのある人が働ける場を開拓し、就労した人の職場定着を支援する関係機関の連携を、一層強化していく必要があります。

### (3) 多様化する障がいとニーズに対する支援の充実

「障害者総合支援法\*」の成立により、発達障害\*が支援の対象に含まれることが明示されました。また、精神障害や知的障害の中に発達障害や高次脳機能障害\*があることや、難病\*患者等、地域生活を送る上で支援を必要とするさまざまな人がいることが、一般に認知されるようになってきています。

障がいの多様化とともに支援ニーズも多岐に渡ることから、さまざまな障がいの特性を踏まえた、幼少期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでの一貫した切れ目のない総合的な支援の体制の構築・充実が求められています。また、介護保険サービスの利用が優先適用されている第2号被保険者の方を、“制度の狭間”に落ちることのないよう併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげていくことも求められており、例えば若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方を「器質性精神障害」との診断につなげていく場合等が想定されます。

#### (4) サービスを担う人材等の養成・確保

障がい福祉サービスを担う人材の確保は、障がい福祉サービス事業者にとって喫緊の課題となっています。また、サービス従事者は人の生命や生活に深く関わることから、従事者の資質の向上はより良いサービスの提供につながり、重要です。

さらに、身近な理解者・支援者であるボランティアの育成や、育成後の活動支援についても力を入れていく必要があります。

#### (5) 災害時における安全確保体制の構築・強化

地域住民等の協力により、地域での防災体制の整備は進んでいますが、近年、数十年に一度規模の豪雨災害等が全国で頻発しており、救助・避難に関する体制の見直しが迫られています。

特に、自ら救助を求めることができない人、設備の不便さや周りに迷惑をかけることを心配して非難をためらう人、また、その家族がいることから、障がいのある人の身の安全を確保できる体制を構築・強化していくことが急務となっています。

#### (6) 障がいのある子どもへの支援の充実

国において、「児童福祉法」等の改正が行われ、新たに「障害児福祉計画」の策定が全都道府県・市町村に義務づけられた流れ等を受けて、「地域支援体制の構築」、「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」、「地域社会への参加・包容の推進」といった支援体制の計画的な整備が求められており、本市としても対応が必要になっています。

また、特に医療的なケアを必要とする子どもについては、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」の早期の設置と、そこでの緻密な検討・検証等が求められています。

#### (7) 障がいのある人の家族等についての相談支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続ける上で、家族等による支援が必要不可欠となるケースも多くみられ、身体的、精神的な負担が家族等を疲弊させ、その結果、地域生活を継続できなくなることが懸念されています。県では、全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例\*」を、令和2年3月31日に公布・施行しています。

障がいのある人が家族等の支援者・介助者と共に地域で安心して生活し続けられるよう、支援者等を孤立させないために、不安やストレス等について気軽に相談できる相談支援や、レスパイトを提供するサービス等の充実が求められています。







## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

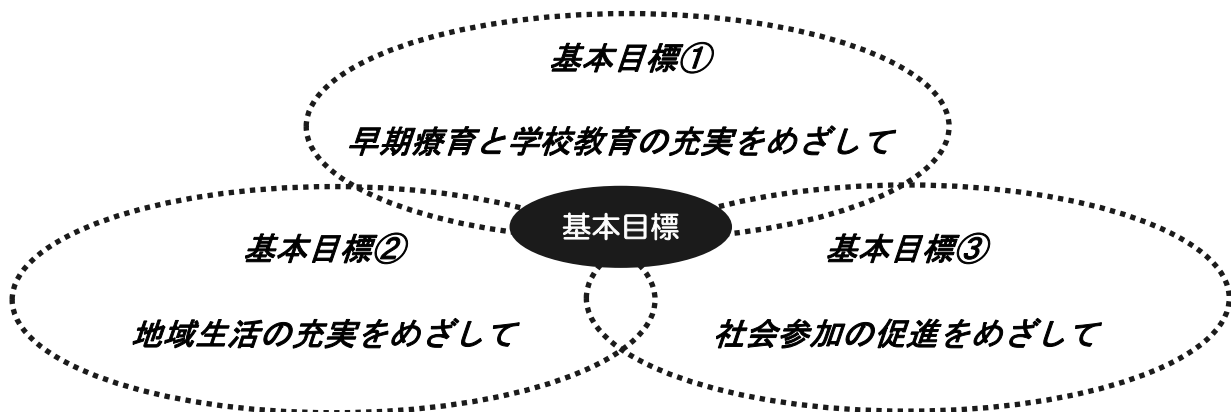
本計画では、「障害者基本法」の基本理念を踏まえ、障がいの有無を問わず誰もが分け隔てなく互いに支え合い、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく生活していける社会「地域共生社会」の実現をめざして、『第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の基本理念「いつまでも住み続けたい 日本一しあわせなまち ちちぶ」を共有し、障がい等のある人に関する施策の一層の推進を図ることとします。

いつまでも住み続けたい

日本一しあわせなまち ちちぶ

## 2 計画の基本目標

本計画の基本目標については、「基本理念」の内容を実現するため、ライフステージを考慮し、「早期療育\*と学校教育の充実をめざして」、「地域生活の充実をめざして」、「社会参加の促進をめざして」の3つとします。



## 基本目標①

### 早期療育\*と学校教育の充実をめざして

子どもの健やかな成長を育むために、障がいの早期発見・早期療育が大切であることから、成長のあらゆる段階において一人ひとりの個性が尊重されその能力を十分に発揮できるよう、関係機関の協力のもとに、一人ひとりに合った療育指導を充実させます。また、障がいの有無を問わず地域の子どもたちが一緒に成長できる場として、「インクルーシブ保育\*」の推進を図ります。

あわせて、学校教育の場で相談・支援体制の充実に努め、地域の教育機関をはじめとする関係機関との連携によって適切な教育を受けられる体制づくりをめざします。

## 基本目標②

### 地域生活の充実をめざして

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、本人の選択・意思決定を尊重しながら適切なサービスが受けられることが必要であることから、障がい福祉に関する情報提供や相談支援事業をさらに推進し、居宅サービスや日中活動サービスをはじめとする障がい福祉サービスを充実させます。

また、障がいのある人の地域生活を支える基盤整備として、支援スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。

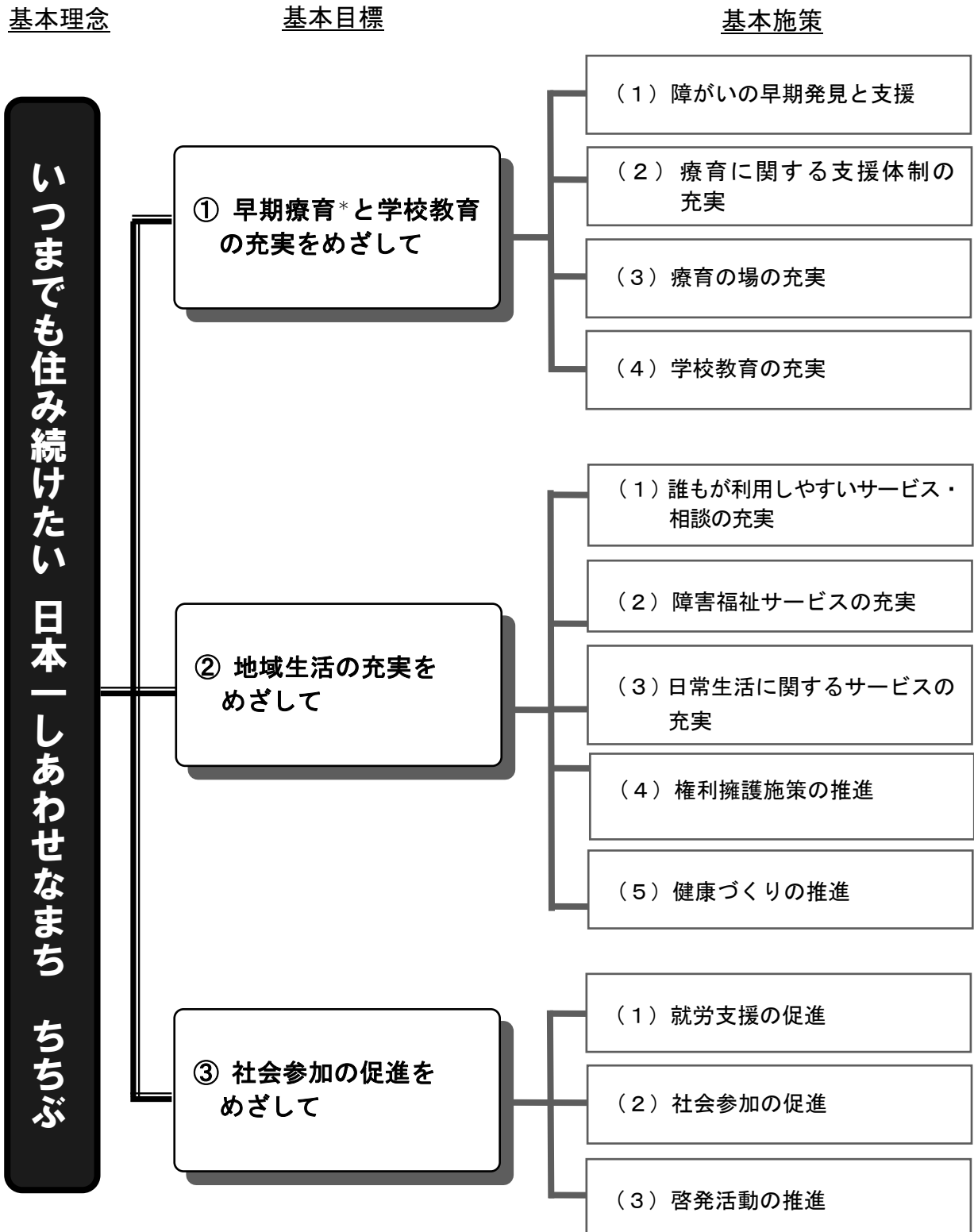
## 基本目標③

### 社会参加の促進をめざして

障がいにかかわらず自分らしい生活を送るためには、経済的活動や社会的活動への参加が重要な要素であることを踏まえて、就労支援に関する関係機関が連携して就労と職場定着への支援を充実させるとともに、企業の障がい者雇用への理解の促進を図ります。

また、障がいのある人が地域活動に参加できる機会を拡大するとともに、地域住民の理解・啓発を進めます。

### 3 計画の展開（施策の体系）







## 第4章 施策の展開





## 基本目標 1 早期療育\*と学校教育の充実をめざして

### 基本施策 1 障がいの早期発見と支援

施策名		内容
1	健康診査及び事後指導等の充実	<p>障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ② 妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③ 親子教室、療育相談等の支援体制の充実</p>
2	保護者への支援	<p>発達支援に関する情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。</p> <p>① 障がいのある子どもを持つ保護者への相談支援体制の整備 ② 関係団体による、同年代の子どもを持つ親等への障がいに関する啓発や子どもの交流の機会の提供 ③ 発達支援体制等の情報の提供</p>
3	精神疾患の早期発見と支援	<p>思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。また、高次脳機能障がい*の人の早期発見・早期対応に努め、障がいの診断、手帳の取得へつなげていきます。</p> <p>① 相談窓口の周知 ② 教職員・生徒・保護者への啓発活動の推進</p>

### 基本施策 2 療育に関する支援体制の充実

施策名		内容
1	相談事業の充実	<p>子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育の体制を整備・強化します。</p> <p>① 秩父市療育相談事業「すこやか相談」の充実及び利用促進 ② 保育所等への巡回支援、育児や発達の相談など「秩父障がい者総合相談支援センターフレンドリー」の機能の充実及び利用促進 ③ 小学校入学予定の児童を対象とした定期就学相談の充実（7月～11月、毎月第3金曜日実施）</p>
2	子どものリハビリテーション*及び医療の充実	<p>子どもを専門とするリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児のための地域医療の充実に努めます。</p> <p>① 秩父市立病院による障がい児リハビリテーション機能の充実 ② 秩父市立病院の小児科専門外来（内分泌・心臓・神経内科・発達障がい*）の充実</p>

### 基本施策3 療育\*の場の充実

施策名		内容
1	療育指導等の充実	<p>障がいや発達につまずきのある児童やその保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。</p> <p>① 児童発達支援の充実 ② 療育の場を活用したセラピストの育成事業の実施 ③ 「放課後等デイサービス」の拡充 ④ 保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携 ⑤ 「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築</p>
2	インクルーシブ保育*の推進	<p>障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊んだり、共に育つ環境を提供します。</p> <p>① 保育所、認定こども園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実</p>

### 基本施策4 学校教育の充実

施策名		内容
1	義務教育等の充実	<p>就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。</p> <p>① 福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した「個別の教育支援計画*」の作成及び実施 ② 学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた「個別の指導計画」の作成及び実施 ③ 特別支援教育補助員の役割の明確化及び増員 ④ 特別支援学校*及び特別支援学級*と通常学級との交流の拡大 ⑤ 特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化</p>
2	特別支援教育の推進	<p>指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>① 「特別支援教育コーディネーター*」を中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能の充実 ③ 教職員の資質向上のための研究・研修の推進</p>
3	教育相談の充実	<p>保護者や児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。</p> <p>① 教育相談室（教育研究所内）への相談員配置</p>

## 基本目標2 地域生活の充実をめざして

### 基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

施策名		内容
1	情報提供の充実と 相談窓口の充実	<p>障がいのある人が身近な場所で必要なサービスを総合的に利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また、相談支援事業等の相談機能を充実させます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報提供の充実</li> <li>② 相談支援事業の充実</li> <li>③ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への支援</li> <li>④ 相談支援事業所と市障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実</li> <li>⑤ 支援・介護等を行う家族等を対象とした相談・情報提供の充実</li> </ol>
2	障がい福祉サービスに関する情報の 収集・提供の充実	<p>障がいに関する意見を幅広く聴き、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、「ユニバーサルデザイン*」の考え方にに基づき、配慮の必要な市民のためのサービスの案内を充実させます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助</li> <li>② 障がい者団体の活動の支援を通じた当事者ニーズの収集と施策への反映</li> <li>③ 「何でも投書箱」等の広聴制度の活用</li> <li>④ 市ホームページに掲載した「バリアフリー*マップ」の内容充実</li> </ol>
3	関係機関との連携 と活動支援	<p>障がいに関する相談の内容が多様化し一層の専門性が問われていることから、地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として「秩父地域自立支援協議会*」を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家や地域の機関との連携を図り、重層的に障がい者への支援を展開します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「秩父地域自立支援協議会」の運営（1市4町の定住自立圏により実施）</li> <li>② サービス事業所の情報交換の場の提供</li> <li>③ 「成年後見制度*」の利用促進</li> <li>④ 社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」への支援</li> <li>⑤ 民生委員・児童委員*との連携による相談支援活動の充実</li> </ol>
4	ユニバーサルデザインに基づいた 生活環境の整備	<p>「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「こころのユニバーサルデザイン」の推進</li> <li>② 「まちづくりのユニバーサルデザイン」の推進</li> <li>③ 「行政サービスのユニバーサルデザイン」の推進</li> <li>④ 道路や公共施設等のバリアフリー化</li> </ol>
5	災害時の支援体制 の充実	<p>災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者等を適切に避難させる体制づくりを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「避難行動要支援者制度」の周知</li> <li>② 避難行動要支援者への避難支援</li> <li>③ 防災訓練に参加可能な方の参加の促進</li> <li>④ 地域防災計画との連動</li> </ol>

## 基本施策2 障がい福祉サービスの充実

施策名		内容
1	障がい福祉サービスの充実	<p>障がいのある人の自己決定により、必要な障がい福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実と必要な情報提供に努めます。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所が安定した運営のもとでサービス提供を行えるよう、サービスに携わる人材の育成への協力や制度面等で、事業所の運営を支援します。</p> <p>① 訪問系サービスの充実と場の確保            ② 日中活動系サービスの充実と活動の場の確保            ③ 肢体不自由児（者）の日中活動の場の確保            ④ 「計画相談支援」・「障害児相談支援」の拡大と充実            ⑤ 居住系サービスの充実と居住の場の確保            ⑥ 施設入所者・社会的入院者の地域生活への移行の促進</p> <p>※「指定障害福祉サービス」、「指定(障害児)通所支援」及び「相談支援」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	重度心身障がい児（者）への支援の推進	<p>医療行為の必要な重度心身障がい児（者）（医療的ケア児等）のレスパイト入院*、短期入所（ショートステイ）、日中活動の場の確保に向けた取り組みを、関係機関と連携して推進します。</p> <p>①医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の構築・確立</p>

## 基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

施策名		内容
1	地域生活支援事業の充実	<p>「障害者総合支援法*」に基づき、障がい者・障がい児の日常生活または社会生活を支えるため地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供する「地域生活支援事業」について、障がい者等のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。</p> <p>※「地域生活支援事業」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	移動しやすい環境の整備	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公共交通機関の維持や「福祉有償運送」の充実などが必要であることから、関係機関との連携のもとに、移動しやすい環境の整備に努めます。</p>

## 基本施策4 権利擁護施策の推進

施策名		内容
1	障がい者差別解消支援の推進	<p>障がいを理由とする差別に関する相談について、市障がい者福祉課に設置した相談窓口にて随時対応していきます。また、秩父地域自立支援協議会*の中に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において差別解消の効果的な推進に努めます。</p> <p>① 住民・事業者・行政向けの講演会の開催            ② 「秩父市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の施行            ③ 「障がいのある方への配慮マニュアル」に基づく市職員による適切な対応の実施            ④ 「障害者差別解消支援地域協議会」での討議・検討、対応協議等</p>
2	障がい者虐待の防止等	<p>障がいのある人への虐待の防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。</p> <p>① 「障害者虐待防止センター*」の充実            ② 「障害者虐待防止センター」の周知・利用促進や虐待に関する通報義務の周知</p>

## 基本施策5 健康づくりの推進

施策名		内容
1	健康づくり事業の充実	<p>障がいのある人の健康維持のため、健診等による疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。また、医療から社会復帰まで連続したケアを行っていく体制の整備を進め、精神障がい者の自立と社会復帰を支援します。</p> <p>① 各種健（検）診の利用促進、保健指導の充実            ② 歯周病検診や歯と口の健康づくりの促進            ③ ソーシャルクラブ「まごころの会」の充実と利用促進            ④ 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築</p>
2	医療費助成制度等の実施	<p>医療が必要な障がいのある人等に、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。</p> <p>① 重度心身障害者医療費（身体・知的・精神）の助成            ② 自立支援医療費（精神通院・更生医療*・育成医療*）の給付</p>
3	感染症対策の推進	<p>いわゆる新型コロナウイルスによるものを含めた各種感染症に対する予防などについての正しい知識や情報をわかりやすく伝える広報・啓発活動等の実施に努め、対策の推進を図ります。</p>

## 基本目標3 社会参加の促進をめざして

### 基本施策1 就労支援の促進

施策名		内容
1	就労支援窓口の充実	<p>障がいのある人の自立と社会参加を図るため、就労支援事業の相談機能を充実させます。</p> <p>① 障がいのある人の就労状況の把握と相談 ② 就職準備支援・職場開拓・職場定着支援の推進 ③ 関係機関との連携</p>
2	障がい者雇用の促進	<p>「秩父公共職業安定所」・「秩父地域雇用対策協議会」、「障がい者就労支援センター」、「埼玉県立秩父特別支援学校*」をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がいのある人の雇用の場の拡大をめざします。</p> <p>① 秩父公共職業安定所が実施する障がいのある人の就職相談や就職面接会への支援・協力 ② 法定雇用率*達成に向けた企業への働きかけ ③ 公的機関における障がいのある人の雇用促進 ④ 市自身による積極的な障がい者雇用と『秩父市職員の障がい者活躍推進計画』等に基づく職場環境の整備などの推進 ⑤ 障害者優先調達推進法*に基づく調達の推進</p>
3	雇用・労働施策との連携	<p>雇用・労働に関する施策との連携により、障がいのある人の雇用促進と就労後の定着化の支援・促進を図ります。</p> <p>① 職場適応援助者（ジョブコーチ）*支援事業との連携 ② トライアル雇用*事業との連携 ③ 「障がい者就労支援センター」と連携しての就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④ 「職親委託制度」の推進</p>

### 基本施策2 社会参加の促進

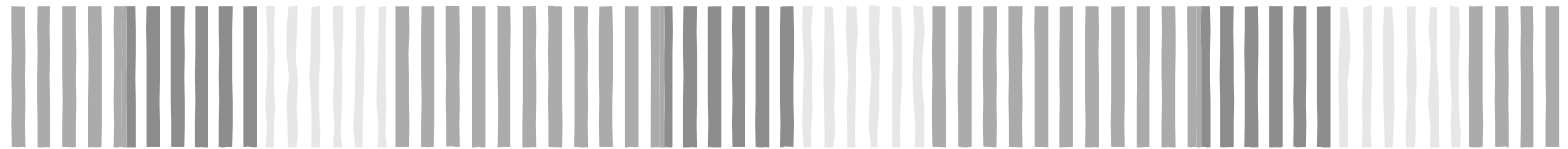
施策名		内容
1	社会活動・文化芸術活動の推進	<p>障がいのある人に生涯にわたる学習の機会を提供できる場を確保します。また、地域住民との相互交流を図れる機会を充実させます。</p> <p>① 図書館での対面朗読サービスの提供や市広報紙・議会だよりを含む市刊行物のデイジー図書化の取り組み、録音資料の貸し出しなど読書環境の整備 ② 市内で行われる各種文化活動の広報 ③ 障がい者団体の文化活動への支援 ④ 障がいのある人による文化芸術活動の支援・促進と、市施設での発表のための催しの開催</p>
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>障がいのある人が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。</p> <p>① 障がい者スポーツについての情報提供 ② 障がい者スポーツの促進 ③ 水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施</p>

## 基本施策3 啓発活動の推進

施策名		内 容
1	障がいへの理解の促進	<p>障がいの多様な特性を理解し、障がいのある人と共に生きる社会をめざすため、地域住民や関係者へのさまざまな広報・啓発活動等を行います。</p> <p>①「あいサポート運動*」の推進            ② 各種行事における啓発活動の推進            ③ 発達障がい*、難病*、高次脳機能障がい*、盲ろう等への理解の普及・啓発            ④「東京オリンピック・パラリンピック」の機会を活用した障がい者スポーツ等の広報活動</p>
2	障がいのある人との交流機会の拡大	<p>障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がいのある人と地域住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>①「保健センターまつり」等のイベントの開催</p>
3	福祉教育の推進	<p>学校教育の場を通じて、障がいや障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身に付けるための教育活動を行います。</p> <p>① 福祉体験授業の開催            ② ボランティア体験の開催            ③ 特別支援学校*・特別支援学級*と通常学級との交流学習の実施・拡大</p>
4	ボランティア活動の充実	<p>障がいのある人への支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるよう、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動への支援を行います。</p> <p>① ボランティア活動（募集、養成、登録）への支援            ② ボランティアが活動するための拠点整備の支援            ③「手話奉仕員養成研修」の実施</p>







**第5章 計画の成果目標と各サービスの  
見込み量・確保の方策等**



## 1 成果目標（令和5年度に向けた目標の設定）

### （1）施設入所者の地域生活への移行

国の考え方は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、施設入所者数の1.6%以上を削減することとしています。また、埼玉県の考え方は、地域生活移行の目標値については国と同様ですが、入所待機者が年々増加し、特に地域生活が困難な人も多数待機している現状を考慮し、入所者数削減の成果目標は設定しないことにしています。

これに沿って、本市における施設から地域生活へ移行する人の成果目標（数値目標）を、次のように設定します。

#### 【目標値の設定】

施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	66人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】（B） 入所施設からの地域移行	4人 (6.1%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和5年度末の入所者数	(設定しない)	令和5年度末の利用者見込み数
【目標値】 施設入所者の削減	(設定しない) ( - %)	差し引き削減見込み数（A-B） ※県と同様の理由で設定しないこととする。

### 【地域生活への移行に向けた取り組み】

グループホームや一般住宅等の「居住の場」を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も、希望や特性に合った日中活動ができるように、障がい福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

### （2）精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

国の基本方針の考え方は「長期入院」への対応の推進等ですが、それに対応した成果目標（数値目標）の設定は、埼玉県が行います。本市においては、前計画期間中に設置した「協議の場」を維持し、発展・充実を図るため、以下の目標を設定します。

#### 【目標値の設定】

精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	秩父圏域での広域的設置を維持継続。
【目標値】上記協議の場の年間開催回数	1回	前計画期間中に設置した協議の場を発展・充実させます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的支援、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について、令和5年度末までに秩父圏域に少なくとも1つを整備することを検討・実施していきます。

#### 【目標値の設定】

地域生活支援拠点等の整備目標

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度末までの設置数	1か所	秩父圏域で機能や整備方法等についての検討を進め、設置します。
【目標値】運用状況検証・ 検討の回数	年1回	運用状況の検証を年に1回実施し、地域生活拠点を充実させていきます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方は、①福祉施設から一般就労への移行者数を、令和5年度中に元年度実績の1.27倍以上（うち就労移行支援事業：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、同B型：1.23倍）、②令和5年度末における一般就労移行者のうち「就労定着支援」事業の利用者の割合を7割以上とすること、③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合を7割以上とすること、としています。

これに沿って、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

#### 【目標値の設定】

福祉施設から一般就労への移行等目標

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	6人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値①】 令和5年度の一般就労移行者数	8人 (1.33倍)	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
令和元年度の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和元年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【目標値②】 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労移行支援事業の利用者の数	3人 (1.50倍)	令和5年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
令和元年度の就労継続支援事業A型の利用者数	0人	令和元年度に就労継続支援事業A型を利用し、一般就労した人の数
【目標値③】 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援事業A型の利用者の数	1人 (一倍)	令和5年度に就労継続支援事業A型を利用し、一般就労する人の数
令和元年度の就労継続支援事業B型の利用者数	3人	令和元年度に就労継続支援事業B型を利用し、一般就労した人の数

【目標値④】 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援事業B型の利用者の数	4人 (1.33倍)	令和5年度に就労継続支援事業B型を利用し、一般就労する人の数
【目標値⑤】 令和5年度末における一般就労移行者のうち「就労定着支援事業」の利用者の割合	6人 (75%)	令和5年度の一般就労移行者数(8人)の70%(5.6人)以上の直近の整数
【目標値⑥】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	市内に「就労定着支援」実施事業所が開設された場合、当該事業所の就労定着率が8割以上となるよう支援していきます。

**【一般就労を促進するための取り組み】**

障がいのある人の一般就労を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充と雇用の場の開拓による就労の場の確保とともに、企業の障がい者雇用への理解を進め、働く場の拡充と就労の定着を促進するしくみを構築・強化していきます。

**(5) 障がい児支援の提供体制の整備等**

国の考え方は、①令和5年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること(圏域での設置でも可)、②令和5年度末までに、全ての市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築すること、③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所と「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること(圏域での確保でも可)、④医療的ケアを必要とする児童に関して、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。)とともに、医療的ケア児に関する「コーディネーター」を配置すること、をそれぞれ基本とする、としています。

これに沿って、県との役割分担も図りながら、本市における成果目標(数値目標)を次のように設定します。

**【目標値の設定】**

障がい児支援の提供体制の整備等目標

項目	数値	備考(考え方)
【目標値】「児童発達支援センター」設置数	1か所	秩父圏域共同での設置に向けた検討や専門職の養成等を実施するものとします。
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援」事業所設置数	1か所	具体的な利用ニーズがあれば、市内に2か所立地している児童発達支援事業所のうち1か所で、主に重症心身障がい児を支援するサービスを提供します。

【目標値】主に重症心身障がい児を支援する「放課後等デイサービス」事業所設置数	1か所	具体的な利用ニーズがあれば、市内に4か所立地している放課後等デイサービス事業所のうち1か所で、主に重症心身障がい児を支援するサービスを提供します。
【目標値】保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）の数	1か所	他市町村の動向も踏まえつつ、秩父圏域であり方について検討し、令和5年度末までに共同で設置します。
【目標値】令和5年度末までの、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（有無）	有	コーディネーターを配置するとともに、周知を図り、利用につなげていくよう図ります。

◎上記のほか、既に秩父圏域で共同で設置している「保育所等訪問支援」事業所を維持し、利用を可能にする体制の維持を図るとともに、市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も進めます。

#### （6）相談支援体制の充実・強化等

国の考え方は、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

これに沿って、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	備考（考え方）
【目標値】令和5年度末までの総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制強化を実施する体制の有無	有	基幹相談支援センターを中核に地域の相談支援体制の強化に努めます。

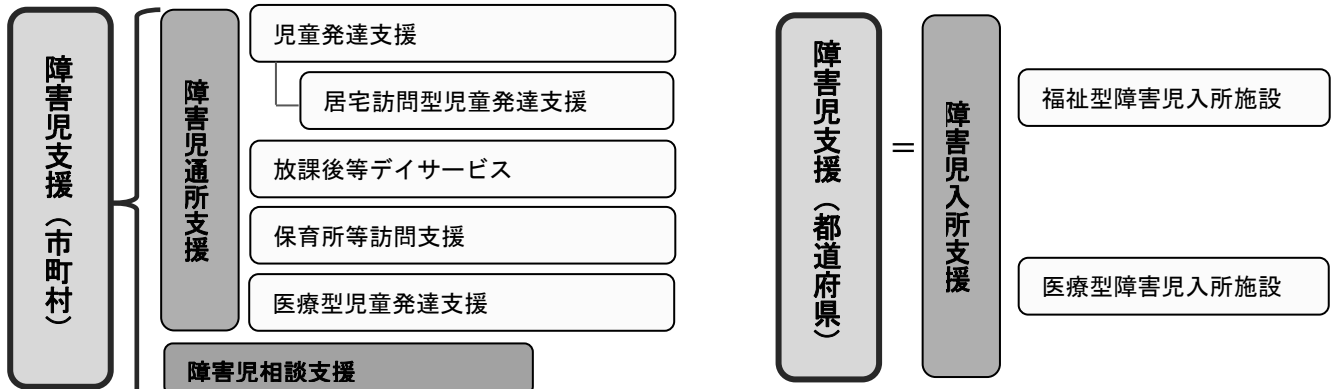
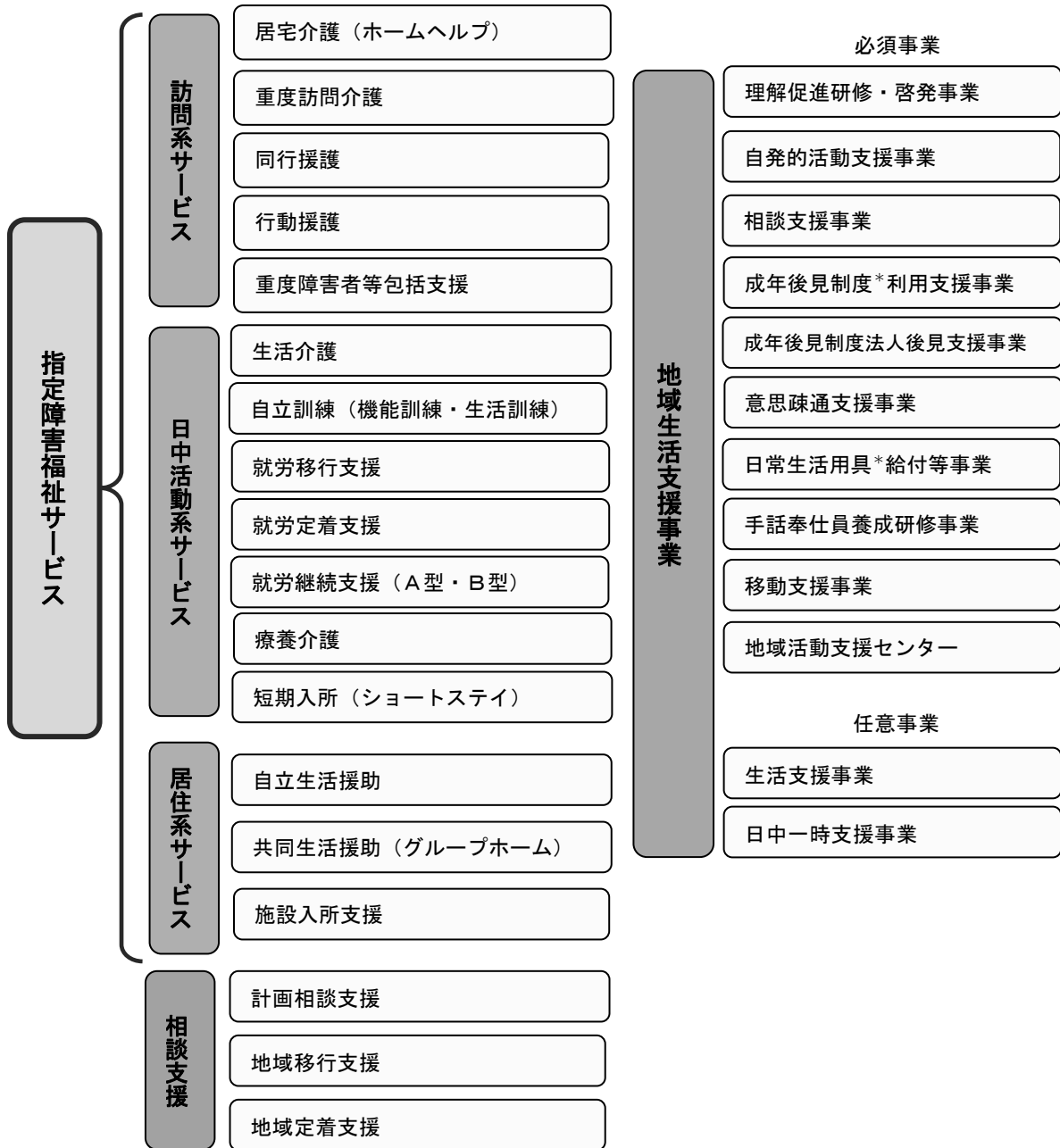
#### （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築

国の考え方は、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	備考（考え方）
【目標値】令和5年度末までに障害福祉サービス等の「質」を向上させるための取り組みの有無	有	埼玉県で実施する障害福祉サービス研修やその他の研修への積極的な参加を図ります。

## 2 障がい福祉サービスの体系



### 3 訪問系サービスの見込み量と確保の方策

#### (1) 訪問系サービスの見込み量

利用実績をみると、利用量・利用者数がいずれも横這い傾向にあることから、現状を維持する見込み利用量を設定します。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がい者を有する人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的障がい児・者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### 訪問系サービスの見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	1,382	1,325	1,344	1,350	1,350	1,350
人/月	141	133	134	140	140	140

#### (2) 訪問系サービスの確保の方策

障がいのある人が安心して地域で自立生活を送るために不可欠なサービスであるため、サービス提供事業所が必要量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の実施も検討します。介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する「共生型サービス」の指定の取得を、高齢者介護課と連携しながら支援・促進していきます。

また、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供人材の確保・育成や資質の向上にも取り組んでいきます。



## 4 日中活動系サービスの見込み量と確保の方策

### (1) 日中活動系サービスの見込み量

#### ① 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、主に日中の入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

「生活介護」の利用状況をみると、平成30年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともに年々微増になっています。令和2年8月からふあいん・ユーが生活介護事業所となり実績サービス量の増加が見込まれ、また、特別支援学校\*等からの新規利用者が見込まれるため、過去の状況も併せて、以下のように見込み量を設定します。

#### 生活介護の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	3,288	3,434	3,531	3,600	3,700	3,800
人/月	169	175	186	190	195	200

#### ② 自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能の維持、回復等の必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーション*を行います。

『国立身体障害者リハビリテーションセンター』等において機能訓練を受ける利用者がいることを想定し、見込み量を設定します。

#### 自立訓練（機能訓練）の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	0	3	16	20	20	20
人/月	0	1	1	2	2	2

### ③ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

「自立訓練（生活訓練）」の利用状況をみると、年度により増減していますが、令和2年4月の緊急事態宣言を境に利用者数が減少し、その後回復していないことを考慮して、見込み量を設定します。

#### 自立訓練（生活訓練）の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	199	382	272	260	260	260
人/月	21	23	17	25	25	25

### ④ 就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者であって、就労を希望する人に、生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。

就労移行支援の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数とも増加傾向にあります。今後も利用者、利用量の増加が見込まれるため、過去の状況も併せて、以下のように見込み量を設定します。

#### 就労移行支援の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	87	162	226	230	240	250
人/月	7	11	14	15	16	17

⑤ 就労継続支援（A型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

「就労継続支援（A型）」については、令和3年2月に新たな事業所が市内に設置される見込みのため、以下のような見込み量を設定します。

就労継続支援（A型）の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	17	20	18	90	180	220
人/月	2	1	1	4	8	10

⑥ 就労継続支援（B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や就労移行支援事業・就労継続支援A型事業の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第五期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加を示しているため、以下のように見込み量を設定します。

就労継続支援（B型）の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	2,494	2,799	2,880	3,000	3,100	3,200
人/月	156	156	158	165	170	175

### ⑦ 就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	障がいのある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

「就労定着支援」は、第五期から始まった新サービスであり、これまでの推移等を踏まえて、以下のような見込み量を設定します。

就労定着支援の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	0	1	1	1	1	1

### ⑧ 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療を要する障がい者で、常に介護を必要とする人に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

利用者については、現在の状況が今後も継続するものと見込み、提供見込み量を設定します。

療養介護の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	9	9	9	8	8	8

◎ 短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所 （福祉型、医療型）	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人が、障害者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を受けます。

「短期入所（ショートステイ）」の利用状況をみると、増加傾向にありましたが、令和2年4月の緊急事態宣言後に激減し、その後回復傾向にあります。今後については、また利用が増加することも十分考えられるため、以下のように見込み量を設定します。

短期入所（ショートステイ）の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日／月	301	342	220	福祉型：310 医療型：70	福祉型：310 医療型：70	福祉型：310 医療型：70
人／月	26	29	16	福祉型：46 医療型：10	福祉型：46 医療型：10	福祉型：46 医療型：10

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系サービスは、利用者にとって自己実現のための主体的な生活を送る場を提供するとともに、その家族や支援者のレスパイトを確保するために欠かせないサービスです。

特別支援学校\*や退院可能な精神障がい者や退所可能な障がいのある人など、継続して新規増が見込まれるため、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

そのため、「秩父地域自立支援協議会\*」等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣4町とも協力し合いながら市町の枠を越えて利用しやすい環境づくりに配慮して、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組んでいきます。

## 5 居住系サービスの見込み量と確保の方策

### (1) 居住系サービスの見込み量

#### ① 自立生活援助

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた適切な支援を行います。

「自立生活援助」は、第五期から始まった新サービスですが、今後の施設入所者の地域移行によるニーズ等を考慮して、見込み量を設定します。

#### 自立生活援助の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	0	0	1	1	1	1

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障がいのある人に、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

※平成26年4月から、「共同生活介護（ケアホーム）」は、「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されています。

今後の施設入所者の地域移行や新規利用のニーズ、事業所の意向等を考慮して、以下の見込み量を設定します。

#### 共同生活援助の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	87	81	83	100	100	100

③ 施設入所支援

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

新たな入所見込みや、グループホームへの地域移行を考慮して、見込み量を設定します。

施設入所支援の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	67	63	68	65	65	65

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がいのある人にとって、グループホームは重要な社会資源の一つです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助力が図れるよう支援していきます。

## 6 相談支援サービスの見込み量と確保の方策

### (1) 相談支援サービスの見込み量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対して、「サービス等利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がいのある人と保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がいのある人や施設・病院から退所・退院した障がいのある人のうち、地域生活が不安定な人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

「計画相談支援」は平成26年度以降ほぼ全員にサービスを提供できていますが、「地域移行支援」と「地域定着支援」は今後拡大していく必要があります。

#### 相談支援サービスの見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	467	479	470	470	470	470
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

### (2) 相談支援サービスの確保の方策

障がいのある人が気軽に相談できるような環境をつくるとともに、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメント\*とモニタリングが実施できるよう、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して相談支援専門員の養成や体制の質的・量的な充実を図ります。

また、介護保険事業者に対し計画相談事業への参入を働きかけ、相談支援専門員が増えるように努めます。

さらに、地域にあるフォーマル・インフォーマルな社会資源\*等、障がいのある人の地域生活に有用なさまざまな情報を集約して、相談支援事業者に情報を提供し、より良い相談支援につながるように努めます。



## 7 障害児支援事業の見込み量と確保の方策

### (1) 障害児支援事業の見込み量

#### ① 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うものです。

児童発達支援、放課後等デイサービスともに地域内の事業所が増えたことから、見込み量を、以下のように設定します。

#### 障害児通所支援サービスの見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	54	60	60	60	60	60
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	—	—	—	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	41	41	54	60	60	60
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0

「保育所等訪問支援」については、令和2年度現在、提供体制が未整備ですが、「埼玉県障害児等療育支援事業」を利用したり、「保育所・幼稚園等巡回支援事業」を実施して、障がい児の早期発見・早期療育\*に取り組んでいます。引き続き、市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も図ります。

## ② 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に、「障害児支援利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

「児童発達支援」のみの利用の場合には保健センター保健師によるセルフプランで対応してきましたが、「放課後等デイサービス」等利用に伴う障害児相談支援事業所への計画依頼の増加を見込んで、以下のように見込み量を設定します。

障害児相談支援サービスの見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	39	46	53	60	60	60

## (2) 障害児支援事業の確保の方策

保健センター、特別支援学校\*、幼稚園、保健所等の関係機関と連携を取りながら、「秩父地域自立支援協議会\*」等を通して利用者のニーズを把握し、秩父地域4町とも協力し合って、利用者が必要とするサービスを提供できるよう取り組みを進めます。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもに対し関連各分野からの支援を調整するコーディネーターについて、引き続き配置に努めます。

	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1	1	1	1

## 8 地域生活支援事業の見込み量

### (1) 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」の見込み量については、それぞれの利用実績に基づいて見込み量を設定します。

#### ① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活・社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に、障がいのある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 理解促進研修・啓発事業の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	有	有	有	有	有	有

#### ② 自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート*、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### 自発的活動支援事業の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	有	有	有	有	有	有

### ③ 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

「相談支援事業」を適切に実施していくためには、「秩父地域自立支援協議会\*」による中立・公平な視点を確保する観点から、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築・強化等について協議することが重要になります。

本計画期間では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、埼玉県や近隣自治体との連携をさらに強化し、障がいのある人と家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効活用に努めます。

#### 相談支援事業の見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	0	0	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	か所	3	3	3	3	3	3

### ④ 成年後見制度\*利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ「成年後見制度」の利用が困難であると認められる人に、費用の全部または一部の補助を行います。

「成年後見制度」の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者について、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて制度の周知に努めます。

成年後見制度\*利用支援事業の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/年	6	6	5	7	7	7

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人 後見支援事業	「成年後見制度」における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件/年	18	24	31	37	37	37

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

意思疎通支援事業の見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	118	91	96	120	120	120
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具\*給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に、自立生活支援用具等の「日常生活用具」の給付または貸与を行います。

日常生活用具給付等事業の見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	7	1	0	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	3	13	5	11	11	11
在宅療養等支援用具	件/年	8	8	1	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	14	2	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	1,589	1,514	1,363	1,600	1,600	1,600
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	0	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した人)の養成研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の講習の実施見込み

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有無	有	有	有	有	有	有

⑨ 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児・者について、円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

障がいのある人が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含め、引き続き移動支援の充実に努めます。

移動支援事業の見込み量

単位	第五期実績値			第六期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/年	661	634	540	700	700	700
時間/年	3,393	2,828	2,376	4,000	4,000	4,000

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センターⅠ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらには相談事業や専門職員の配置による福祉・地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を実施します。

障がいのある人の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績が安定しており、引き続き、事業量の確保を図ります。

地域活動支援センターの見込み量

		第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	登録者数	171	176	176	176	176	176

地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0

### ⑪ 任意事業（その他の事業）

「任意事業」として、引き続き「生活支援事業」、「日中一時支援事業」等を実施します。

任意事業の見込み量

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業（訪問入浴サービス）実利用人数	人/月	2	3	3	3	3	3
日中一時支援事業実利用人数	人/年	200	209	183	190	200	200

## 9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

受け入れ見込み人数

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	人	2	3	1	2	2	2
保育所	人	9	10	9	9	9	9
認定こども園	人	2	1	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人	5	7	20	20	20	20

## 10 事業の実施に関する支出について

支出（決算額、予算額、支出見込み額）

	単位	第五期実績値			第六期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（予算）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者福祉費	百万円	389	372	424	430	440	450
障害者自立支援給付費	百万円	1,342	1,425	1,445	1,600	1,650	1,700





## 第6章 計画の推進と進行管理



## 1 推進・進行管理の基本方針

### ① 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員\*、ボランティア、障がい当事者団体、障がい者支援団体、市社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進に当たります。

### ② 関係機関における連携

障がいのある人に関する各種施策の展開については、市役所内の福祉・保健・医療・教育・就労をはじめ関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

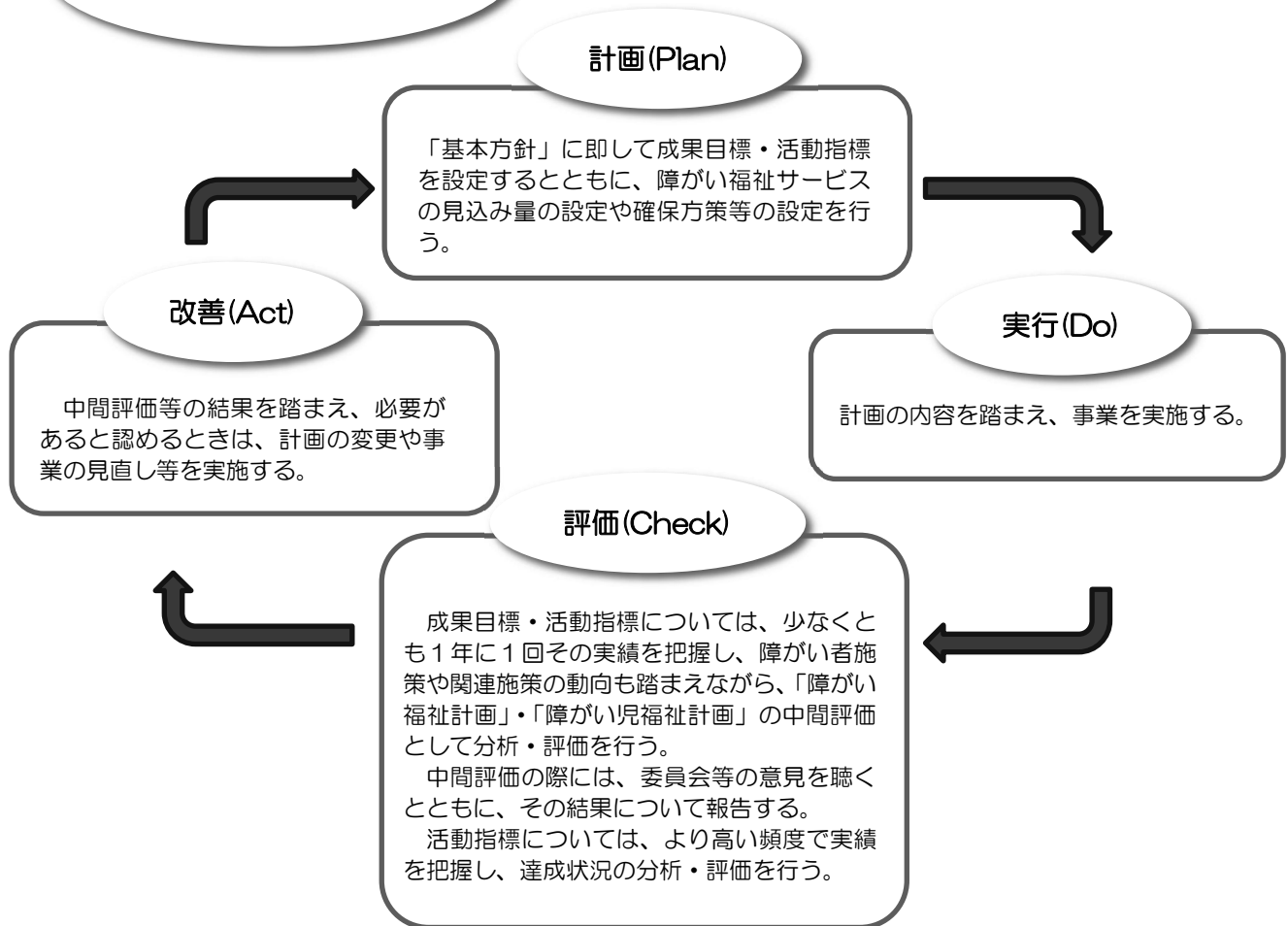
また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び「秩父障害保健福祉圏域」との密接な連携を図りながら、推進していきます。

さらに、1市4町による『ちちぶ定住自立圏』において設置する「秩父地域自立支援協議会\*」でも、連携を図っていきます。

### ③ 推進・進行管理のための委員会の設置

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「秩父市障がい者福祉計画推進委員会」を設置し、「PDCAサイクル」を導入して、「秩父地域自立支援協議会」と連携して進捗状況等の評価と課題事項の検討等を行います。

「PDCAサイクル」の  
プロセスのイメージ



④ 財源の確保と適正な受益者負担

常に現状のサービス内容の見直しを行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分な検討のうえ、実施します。



## 第7章 付属資料



## 資料1 用語の解説

### 【あ・ア行】

#### あいサポート運動

誰もが、多様な障害の特性、障害のある人が困っていることや障害のある人への必要な配慮などについて理解して、障害のある人にちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現していく運動のことで、平成21年11月に鳥取県で始まった。

#### 育成医療

現在身体に障害があるか、または現に疾患があって、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる子どもに行われる、手術等の外科的な治療等のこと。

障害者総合支援法に基づき、「育成医療」によってその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合には、指定自立支援（育成）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

#### インクルーシブ保育

年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、どんな背景を持った子どもも受け入れる保育のこと。「違い」を排除することなく受け入れ、ともに育つ環境を提供する。

### 【か・カ行】

#### ケアマネジメント

障害のある人の地域生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、地域のさまざまな社会資源により提供される複数のサービスを適切に結び付けて調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保すること。

#### 高次脳機能障害／高次脳機能障がい

事故による受傷や疾病により脳の器質的病変がある、または日常生活、社会生活に制約があり、その主たる原因として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が認められる場合、「高次脳機能障害」と診断される。以下はその主要症状の内容。

- ◇記憶障害…物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。
- ◇注意障害…ぼんやりしていて、何かについてミスばかりする。2つのことを同時にしようとすると混乱する。
- ◇遂行機能障害…自分で計画を立てて物事を実行することができない。行き当たりばったりの行動をする。
- ◇病識欠如…自分が障害がある状態であることに対する認識がうまくできない。障害が無いかのように振る舞ったり、言ったりする。

## 更生医療

身体に障害のある人の障害を軽減・補完し、日常生活や職業生活を容易にするために行われる治療（人工関節置換術、ペースメーカー移植術、肝・腎移植術等）のこと。

障害者総合支援法に基づき、更生医療に対して、指定自立支援（更生）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

## 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもとに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うことを目的に作成する計画のこと。

計画には、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、関係機関・関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

## 【さ・サ行】

### 埼玉県ケアラー支援条例

埼玉県において全国で初めて、無償介護者等支援のために制定された条例で、令和2年3月31日に公布・施行された。「ケアラー」とは、「高齢、身体上、精神上的の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言い、その中で特に18歳未満の人については、「ヤングケアラー」と定義している。

### 障害者虐待防止センター

「障害者虐待防止法」により、各市町村が「障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことになっており、その具体的な業務は、「養護者、障害者福祉施設事業者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理」、「養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言」、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発」となっている。

### 障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成25年に法律の理念、目的等の改正が行われ、「障害者自立支援法」から変更された。「障害の有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。



### 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）。障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

### 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対し、障害のある人の職場適応のために必要な助言を与える等、障害の特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

### 成年後見制度

障害や認知症等のため判断能力が不十分な人に関して、裁判所の裁定に基づいて「成年後見人」が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

## 【た・夕行】

### 地域自立支援協議会

「障害者総合支援法」に基づき、障害のある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるようにするため、地域における障害福祉に関する関係者による連携・支援体制の協議を行う組織のこと。

『秩父地域自立支援協議会』では、「くらす部会」・「そだてる部会」・「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げており、日常的に「個別支援会議」や毎月行う「相談支援連絡会議」の中で挙げられる地域の課題を「運営会議」で検討、調整している。「全体会」では、運営会議を通じて挙げられた地域の課題を確認し、自治体に施策提案等を行っている。

### 統合失調症

主に、幻覚や幻聴、妄想、物事を考えていく道筋がまとまらない、自分の感覚や考えを自覚しにくい等の症状が現れる精神疾患の一つ。そのため、「生活障害」と呼ばれる、人と交流しながらの社会生活に対する困難さを抱えることが多い。以前は「精神分裂病」と呼ばれていたが、現在では正式な病名は「統合失調症」に変更されている。

### 特別支援学級

小学校、中学校等に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級のこと。

## 特別支援学校

障害の種類によらず一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた支援を行う学校。在籍する児童生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の教育に関する助言・支援、いわゆる「センター的機能」も担うよう定義されている。

## 特別支援教育コーディネーター

教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援を適切に行うために、校内や福祉、医療等の関係機関との連携協力の強化を図る連絡調整役のこと。保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進等が役割となっている。

なお、「特別支援教育」とは、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育を言う。

## トライアル雇用

「ハローワーク」及び民間職業紹介事業者等の紹介により、障害のある人をはじめとする事業対象者につき原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）を行い、労働者の適性等を実際に見極めた上で本採用するかどうかを決めることができる制度のこと。

労働者は、実際に働くことを通じて企業が求める適性や能力・技術を把握することができ、事業主は、事業対象者の雇用期間に応じた奨励金を受け取ることができる。

## 【な行】

### 難病

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

### 日常生活用具

障害児（者）の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門、人工膀胱）装具等が該当する。

## 【は・ハ行】

## 発達障害／発達障がい

脳機能の障害による症状が通常、低年齢において発現するものを言う。「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等と定義している。

◇自閉症…3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

◇アスペルガー症候群…「自閉症」の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害があり、行動と興味の範囲が限局的で常同的である。

◇広汎性発達障害…「自閉症」と、「アスペルガー症候群」等の「自閉症」に近い特徴を持つ発達障害の総称。

## バリアフリー

障害のある人、高齢者等が、移動や施設を利用する上で「バリア（障壁）」となるものを取り除くことで生活しやすくしよう、という考え方のこと。現在では、物理的なバリア（障壁）以外に、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）を取り除く意味でも用いられている。

## ピアサポート

「ピア（peer）」は「仲間」という意味であり、同じ立場や同じ課題に直面している当事者同士による援助関係のことを「ピアサポート」と言う。

また、「ピアサポーター」はその役割を務める障害のある人自身のこと、同じ疾病や障害のある人の相談に乗ったり、サービス提供に関わったりする。

## フォーマル・インフォーマルな社会資源

「フォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決をしたりするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、特定の目的や役割、責任等を持つ公的な支援の総称。「障害者総合支援法」、「介護保険法」、「生活保護法」、及び法律に基づく措置制度等に基づくサービスや支援者、医療機関・医療従事者等が該当する。

「インフォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決したりするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、近隣や地域社会、民間やボランティア等による非公的な支援の総称。近所の住人、商店街、ボランティア、親戚、家族、当事者団体（家族会、連絡会、自助グループ）、携帯電話、老人会、町内会、図書館、喫茶店、パソコン、テレビ、ラジオ等が該当する。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて民間企業・地方公共団体に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業では、令和3年3月1日以降については従業員数の2.3%に相当する人数以上の障害のある人を雇用することが義務づけられている。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

「民生委員法」と「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は埼玉県非常勤特別職員となる）。福祉事務所、児童相談所等の関係機関の業務に協力するほか、担当区域において生活上の保護指導や相談に応じること等を主な業務としている。

## 【ヤ行】

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで、多岐に渡る。

## 【ら・ラ行】

### リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な能力を発揮させ、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障害の改善や維持だけでなく、障害のある人が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練も含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

### 療育

障害のある子どもの「治療と教育（保育）」を意味する。障害の軽減や進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身に付け社会性を発揮するための支援・援助等を行うこと。

### レスパイト入院

常時医療管理が必要な患者が在宅で療養しており、介護者・支援者の事情で在宅での介護等が一時的に困難になった場合に、病院に患者が短期入院するしくみ。

## 資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成26年11月6日

訓令第14号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平28訓令1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他計画の策定及び推進のために必要な事項に関すること。

(平28訓令1・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉に関して識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者福祉施設の関係者
- (4) 特別支援学校の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の期間が満了する日までの期間とする。

(平28訓令1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(平27訓令2・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

## 資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿

任期：令和2年11月18日～令和6年3月31日

	団体名	役職名	氏名
1	秩父市議会文教福祉委員会	委員長	赤岩 秀文 ◎
2	市民代表	(公募)	加藤 尚美
3	(身障団体) 身体障害者福祉会	代表理事	新井 喜一
4	(知的団体) 秩父手をつなぐ育成会	理事	関根 要子
5	(精神団体) 秩父郡市精神保健福祉会	会長	山崎 かや
6	(身障施設) カナの会	相談支援専門員	高橋 幾子
7	(知的施設) 清心会	本部長	関根 三枝 ○
8	(精神施設) アクセス	精神保健福祉士	齋藤 智子
9	秩父当事者会メンバー	ピアサポーター	川上 直哉
10	秩父公共職業安定所	所長	荻原 秀史
11	埼玉県秩父保健所	副所長	宮谷 公一
12	埼玉県秩父福祉事務所	所長	大木 正仁
13	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	ホムヘルセンター所長	上原 史子
14	秩父障がい者就労支援センター キャップ	ホムヘルセンター所長	原 真澄
15	埼玉県立秩父特別支援学校	校長	大澤 充
16	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課長	野口 健
17	一般社団法人 秩父郡市医師会	理事	水野 究紀
18	秩父市民生委員・児童委員協議会	会長	宮下 昭

\*氏名欄の「◎」…委員長、「○」…副委員長

(敬称略)

#### 資料4 秩父市障がい者福祉計画検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏名
1		副市長	竹中 郁子
2		教育長	倉澤 俊夫
3	市長室	室長	宮前 房男
4	総務部	部長	林 昭弘
5	財務部	部長	藤代 元
6	環境部	部長	町田 秀夫
7	市民部	部長	山岸 剛
8	福祉部	部長	浅見 芳弘
9	保健医療部	部長	横田 佳子
10	産業観光部	部長	江田 正広
11	地域整備部	部長	加藤 猛
12	吉田総合支所	総合支所長	柳原 徳男
13	大滝総合支所	総合支所長	永田 充徳
14	荒川総合支所	総合支所長	山中 令子
15	市立病院事務局	局長	小松 伸也
16	会計管理者	会計管理者	北堀 芳明
17	教育委員会事務局	局長	中野 茂
18	議会事務局	局長	原嶋 勉

\* (敬称略)



## 資料5 秩父市障がい者福祉計画検討委員会作業部会委員名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	市長室	地域政策課	主幹	峯岸 克典
2	総務部	危機管理課	主幹	桑 祥晴
3	市民部	市民スポーツ課	主幹	大橋 雄高
4	福祉部	社会福祉課	主査	田端 剛
5	福祉部	高齢者介護課	主査	黒澤 薫
6	福祉部	地域包括支援センター	主査	松本 満
7	福祉部	こども課	主任	内海 泰葉
8	保健医療部	地域医療対策課	主幹	石崎 雅拓
9	保健医療部	保健センター	主任保健師	久保 直美
10	地域整備部	建築住宅課	主査	新井 隆広
11	吉田総合支所	市民福祉課	主事	末松 聡子
12	大滝総合支所	市民福祉課	主席主幹	中山 朗
13	荒川総合支所	市民福祉課	主査	新井 彩美
14	市立病院	地域医療連携室	主査	若林 政典
15	教育委員会	学校教育課	主幹	島寄 紀江

\* (敬称略)

## 資料6 策定事務局名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	福祉部		部長	浅見 芳弘
2			次長	坂本 雄司
3		障がい者福祉課	課長	萩原 浩子
4		障がい者福祉課	主席主幹	板橋 和美
5		障がい者福祉課	主幹	小泉 忠弘

## 資料7 計画策定までの経過

期日	内容	
令和2年7月20日(月) ～8月3日(月)	市民アンケート調査	無作為抽出による障害者手帳所持者及び難病患者 配付1,000人、回収570人(回収率57.0%)
令和2年9月8日(火) ～9月18日(金)	サービス事業所及び 障がい福祉関係団体 へのヒアリング調査	ヒアリングシートを送付し、サービス事業所及び団体の 課題・ニーズを調査 配付45か所(事業所37か所、団体8か所) 回収35か所(事業所28か所、団体7か所)
令和2年11月18日(水)	第1回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の互選について</li> <li>・秩父市障がい者福祉計画策定概要</li> <li>・市民アンケート・ヒアリング調査の結果について</li> <li>・第六期秩父市障がい者福祉計画素案について</li> </ul>
令和2年12月21日(月) ～令和3年1月20日(水)	パブリックコメント	市内公共施設4か所及びホームページ上に計画案を 公表し、意見を募集 (意見…13件)
令和2年12月24日(木) ～令和3年1月15日(金)	秩父地域自立支援協議 会全体会委員への意見 聴取	第六期秩父市障がい者福祉計画素案について
令和3年2月1日(月) ～2月5日(金)	第1回作業部会 (電子会議)	第六期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認に ついて
令和3年2月16日(火) ～2月19日(金)	第1回検討委員会 (電子会議)	第六期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認に ついて
令和3年2月22日(月)	第2回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント及び秩父地域自立支援協議会 全体会委員への意見聴取結果について</li> <li>・第六期秩父市障がい者福祉計画素案について</li> </ul>
令和3年3月5日(金)	答申	

**第六期秩父市障がい者福祉計画**  
**秩父市障がい福祉計画・障がい児福祉計画**

---

発 行 令和3年3月

編 集 秩父市 福祉部 障がい者福祉課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL : 0494-27-7331(直通) FAX : 0494-27-7336

U R L <http://www.city.chichibu.lg.jp/>











秩父市イメージキャラクター

ポテくまん